

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	11番	清原良典
12番	中島貞次	13番	井村淳子
14番	堀卓史	15番	藤澤元之介

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	佐々木信人

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和2年第7回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第7回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（藤澤元之介） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、太子町議会における新型コロナウイルス感染症対策に基づき、一般質問については時間の短縮及び内容の精査等に配慮していただき、質問、答弁はお互

いに簡潔明快にぜひともよろしく御協力をお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、井村淳子議員。

**○井村淳子議員** おはようございます。13番公明党井村淳子でございます。

兵庫県は、新規感染者が6日間連続100人を超えるなど、感染拡大特別期として厳重な警戒を呼びかけております。また、龍野健康福祉事務所管内でも急激に拡大し、感染リスクが高まっております。当局におかれましては、様々な啓発や対策にと町民の命を守るために日夜頑張っているいただき、本当にありがとうございます。私たち一人一人が気を緩めることなく、新しい生活様式などを守りながら、この難局を共に乗り越えたいと考えます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症を発症すると推計されております。認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとっても身近なものとなっております。私にとっても、この12月、65歳になりますので人ごとではない、そのように考える次第でございます。

政府は、令和元年6月に認知症施策推進大綱を示しました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など予防の取組を進めていくこととなります。これを踏まえ、町における認知症施策の現状と今後の取組について質問いたします。

(1)認知症サポーター養成講座受講者数の推移と、増やすためにどのような啓発をしているのか。

(2)軽度認知症を含む認知症の罹患者数は。

(3)太子町高齢者徘徊SOSネットワーク事業の事前登録の数の推移と他市町の登録状況、また町で行方不明になった等の事例はあるかを示してください。

(4)太子町オレンジライフサポート（認知症ケアパスの作成・普及）の現状と課題は。

(5)もしもの事故に備えた認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の導入についての見解を求めます。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤元之介）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（三木孝秀）** まず、1点目の認知症サポーター養成講座の受講者数でございますけれども、平成21年度から養成講座をスタートさせていただいております。平成21年度からの累計で、令和2年10月末現在で5,363の方が受講されておられます。

平成27年度から令和元年度の5年間の受講者数の推移を見ますと、平成27年度が241人、平成28年度では657人、平成29年度が906人、平成30年度が976人、令和元年度におきましては1,035人と年々受講者は増加しておりました。今年度におきましては、コロナ禍ということで10月末現在124人ということで推移しております。

本町におきましては、認知症の方を見守る認知症サポーターを増やすために認知症サポーター養成講座を出前講座のメニューの1つとして町民の皆様に広く周知すべく、1回の講座につきまして4名程度集まっていいただければ開催させていただいております。また、人数を集められない方のためには役場庁舎におきまして開催日を設けまして実施しております。

今年度はコロナ禍の中、町民の皆様が安全に受講していただけるよう感染対策を講じまして、

1回当たりの受講定員を10名程度に限定をさせていただいて、今月12月は、1日、3日、9日の3回開催する予定にしております。

また、商工会会員や介護事業者等に認知症サポーター養成講座のチラシを配布等の周知に努めているところでございます。

さらに、人格形成の重要な時期であります小学生、中学生、そして高校生に対しましても、町内にあります全ての学校におきまして認知症サポーター養成講座を開催させていただいております。

また、我々町職員におきましても、正しい知識と適切な対応ができますように、新入庁の職員も含めまして職員研修の一環として認知症サポーター養成講座を開催させていただいております。

認知症になっても、本人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指しまして取り組んでいくところでございます。今年度、職員向けの研修につきましては26人が参加して行っておるところでございます。

2点目の御質問でございますけれども、本町におけます軽度認知症を含む正確な認知症の方の人数につきましては把握はできておりません。ただし、介護保険事業におけます要介護、要支援認定者における疾病状況におきましては、令和元年度末の要介護認定者1,512人のうち、認知症が主な疾患の方につきましては472人、31.2%でございます。

次に、3点目でございますけれども、本町における高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録者につきましては、現在34名の方に登録いただいております。

登録数の推移といたしましては、昨年度令和元年度は32件、その前の平成30年度は26件、平成29年度は14件でございました。認知症などによる徘徊の恐れのある方に対しまして、適宜周知及び勧奨等を行わせていただいております。近年増加傾向にあると認識をしております。

他市町の登録状況でございますけれども、令和2年9月1日現在、相生市80件、赤穂市17件、宍粟市21件、たつの市171件、上郡町35件、佐用町17件と聞いております。

また、本町において行方不明になられた事例につきましては、令和元年度の発生分としまして10件ございました。いずれも早期に発見されておりますので、高齢者等徘徊SOSネットワークを活用して捜索したという事例はございませんでした。

次に、本町におけますオレンジライフサポート（認知症ケアパス）につきましては、平成27年度に作成をさせていただきまして、作成しましたオレンジライフサポートにつきましては認知症地域支援推進員が中心となりまして随時点検を行い、町民の皆様や関係機関に広く周知すべく本町のホームページで公開をさせていただきまして、介護予防手帳の中に入れたりいきいき百歳体操の参加者の方、はつらつ！生活教室の利用者の方にもお配り等をさせていただいております。

また、高齢者が日頃より受診をされる診療所等のかかりつけ医、あるいは医療従事者等の研修会等がございますが、そちらにおきましてオレンジライフサポートの説明等を行わせていただいているところです。

このように、医療機関との連携強化を図りながら、必要とされている方に認知症の容態や段階に応じまして御活用いただきますよう努めているところでございます。

今後の課題といたしましては、先進的に取り組んでいる市町の工夫、あるいは取組状況を参考にさせていただきながら、さらなるオレンジライフサポートの積極的な活用推進を図る体制を構築していく必要があると考えております。引き続き、地域共生社会の実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、認知症高齢者の事故やトラブルで家族が賠償責任を問われる、あるいは法定監督義務者がいない状態で認知症患者が事故を起こした場合に被害者が救済されないという可能性もある中で、認知症でも安心して暮らせるまちづくりのため民間の補償を導入する自治体が広がってきておりまして、県内におきましては神戸市が2019年4月に認知症事故救済制度を開始し、本年10月より尼崎市においても運用が始まっていると承知しております。

認知症高齢者に限らず誤っての踏切事故、あるいは交通事故が起こっている中で、本事業につきましては一般財源を原資に認知症高齢者に保険を掛けまして万が一の場合に備え、賠償責任を負う家族などを救済しようとするものでございまして、導入している自治体においては大きく3つの条件を定めているところが多いように聞いております。

1点目は、先ほどのSOSネットワークに登録のある方、2点目は在宅生活者の方、3点目は認知症の症状が見られる方であり、補償額につきましては最高で1億円といったものが多く、中には久留米市のように3億円といった自治体もあると承知しております。保険料につきましては、補償額3億円の久留米市における令和元年度の1人当たりの年間保険料は2,000円で見積もられていると聞いておるところでございます。

この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業におきましては、先ほどのSOSネットワーク登録の推進に寄与するものと思っておるところでございますけれども、個人の賠償保険を公費で負担するといった点に関しましてはいろいろと議論があるところでございます。神戸市におきましては、認知症診断助成と認知症事故救済制度を組み合わせ実施をされておられまして、その財源につきましては個人住民税の均等割に400円を上乗せして賄っていると聞いております。

高齢者社会におきまして、認知症患者が第三者に被害あるいは他害をなして損害を与えた場合にその損害を社会における誰が負担すべきものなのか。加害者や加害者の家族でもなく被害者でもなく、あるいは本人負担の加入保険でもなく国や都道府県でもなく基礎自治体である市町村で負担すべきものなのか。いろいろと議論があるところと思っております。とは申しまして、これからの超高齢化社会におきましては国や地方自治体は何らかの形で負担するという方法も解決策の1つではないと考えておるところでございます。

現時点ではこちらの公費による導入の予定はございませんけれども、今後、個人賠償責任保険につきまして実施している市町の事例等を調査研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 いろいろ答えていただきまして、第2質問に入らせていただきます。

それでは、認知症サポーター養成講座の受講者数は累計で5,363人、かなり増えてきてすごい取組の勢いを感じております。ただ、今年はコロナがありましたのでそれぞれ養成講座が開かれないという事情もありますので、この5,363人のうち、キッズサポーターは何人でしょうか。キッズサポーターというのは小・中学校だけですか、高校は入らないのですか、そういうことも含めてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） キッズサポーターの正確な人数につきましては、申し訳ございません、把握しておりませんが、前年度、前々年度につきましては全ての小学校に回らせていただいております。恐らく3年、4年前に石海小学校から始まったわけでございますけれども、ほかの小学校だけでなく、中学校、太子高校にも今現在行かせていただいておりますけれども、受講されました人数については申し訳ございません、今現在統計上、取っておりますけれども、基本的に各小学校の4年生あるいは5年生の小学校で聞いていただいて、また中学

校に上がられますとおおむね2年生ぐらいの学年で、その学年に合った認知症に対する講座をさせていただいております。高校は太子高校だけになるのですが、そういった形でそれぞれの学年に応じた形で認知症に対して、認知症の方に対しては驚かせない、あるいは急がせない、あるいは自尊心を傷つけないというような形でいろんなDVDを見ながら、あるいは劇とかをさせていただいて、職員だけではなくて認知症のサポーターの方も出てきていただきながらその学年に応じた分かりやすい講座をさせていただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 キッズサポーターの状況は分かりましたけれども、また累計も取っていただけたらと思います。うちも小学生と中学生がおりまして、同じようにこのオレンジリングを持って帰ってきて勉強になったと言っている。どうやったと聞いたら高齢者、うちはもう祖母は亡くなりましたけれども祖母のときに認知症がありましたので、そのときのことを思い出しながらそういう勉強をしておいたらもっと優しくおばあちゃんに声をかけられたのになとかということもありました。どんどん周りの目を増やす、社会で認知症の方を支えていくそういう取組を引き続き進めていっていただきたいと思います。

認知症サポーターの目標が国では2017年には800万人、2020年度末には1,200万人と目標が定められております。町としての目標は決められていますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 特に数字的な目標というのは定めてはおりませんが、学校関係も含めまして、いろんな事業所、具体的には例えば消防本部にも講座を開いてくれというような要請がありましたら行かせていただいたりしておりますので、いろんなところで啓発をさせていただきたいと思っております。

また、この5,363人というのは累計でございます。何度も何度も折に触れてそうやって講座を受けることによって理解が深まっていくものと考えておりますので、地道な活動ではありますけれども引き続き講座の周知に努めていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 目標がたしか第6次太子町総合計画には載っていたと思うのですが、覚えておいでですか、副町長、私それを持ってこなかったのをお願いします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 第6次太子町総合計画では、認知症サポーターの養成講座の受講者数は現状では平成30年度の累計では4,242人、先ほど部長が申しあげましたのが5,363人、令和5年度の累計で6,900人を目指して取り組まさせていただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 目指す数字があるほうがしっかりと取り組めると思いますので、第6次太子町総合計画に基づいてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。今の調子でいけば、コロナがどうなるか分かりませんが、本当にコロナがなかったら早々と目標を達成していくのではないかと思いますのでこれからも取り組んでいただきたいと思います。

また、認知症サポーターの受講をしましたがなかなか活動がしたくてもする場がないとかどういうふうにしたらいいのか分からへんという方がいらっしゃいます。私でもそうですけれども、この講習を受けたものの身近に認知症の方とかそれらしき人がいたら声かけをしたりすることはできるので、なかなかそういう活動に広がらないという面がございます。

国とか県はチームオレンジという取組を進めているとお聞きしておりますが、その連携について

てはどんな状況でしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 町におきましては、認知症サポーター養成講座を受講された方につきましてはフォローアップ講座というのをもう1つ設けております。より深く認知症に関する知識を向上させて、認知症に対しての接し方等を具体的に学ぶ講座でございます。養成講座、それからフォローアップ講座というような形で、そういったところを修了された方につきましては認知症ボランティアというような形で先ほどの小学校での講座でサポートしていただいて劇に出ていただいたり、あるいは認知症の見守り、声かけ体験ということで、平成27年度より数は少ないのですが各自自治会で声かけ体験をさせていただいているときにサポーターとして一緒に出向いていただいたりというような形で、広がりを見せておりますので、新たにまたボランティア的なことを担っていただける方がいらっしゃいましたらフォローアップ講座等をまた受講していただいて次につなげていくという形で取り組んでいるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 チームオレンジの考え方は、先ほど言われましたフォローアップ講座を受けるということが前提になっております。現在、太子町においてはどれぐらいの方がその次のステップ、養成講座を受けてフォローアップ講座に進まれているのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） フォローアップ講座の受講者につきましては、現在162名です。昨年度につきましては、ちょうどコロナ禍にありましたのでこの講座ができておりません、今年度もどのような状況になるか分からないのですが、平成27年から平成30年までの間で162人の方にフォローアップ講座の受講をいただいているという状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 しっかりと国も県も打ち出しているこのチームオレンジの事業なので、連携をしながら認知症の人を支えることができる、そういうのができるように進めていただきたいと思えます。

今、生活福祉部長から声かけの実地訓練とかそういうのもしているということですので、それを町内で高齢化率の高いところ、以前松尾自治会でしたか、されていることもありましたので、ほかの地域でもやっていると思えますけれどもそういう体験の機会をぜひ増やしていただきたいと思えます。

それと、2番の軽度認知症を含む認知症の罹患者数ということで、介護保険のところで数を言っていただきました。この1,512人中472人が認知症ということでされていますけれども、この中には若年性の認知症というのは当然入っていないということですね。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） はい、介護保険の中でのことでございますので、若年性認知症の方についてはカウントはされていないということでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 もちろん認知症といえば65歳以上がなる可能性が高いのですが、若年性の認知症の方も若干名おられますし、そういう方も含めて支えていくという体制をつくらないと駄目だと思うのです。軽度認知症の方については、介護保険でも自立とか要支援とか段階がありましてなかなか見つけることが難しい、今でも地域包括支援センターのまほろばの里と、それから太子の郷で訪問をしながら早期発見等には努めていただいているのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 認知症のみならず生活全般についての相談等を含めましていろいろと委託をさせていただきながら、地域包括の役場でもいろいろと相談を受け付けながら状況に応じてその人に合った対応を取るような形の体制を取らせていただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それで、早期発見が大事、予防できるということもありますので、その点について以前に福祉文教常任委員会で鳥取の琴浦町に行って認知症の対策の調査をしたことがございます。そのときに、早期発見をするためにタブレット型のタッチパネルでゲーム感覚で気軽に認知機能のチェックができるという機械をこの太子町にも取り入れたらどうかという提案をさせていただいたことがあるのですけれども、そういうふうな機械は太子町にはございますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 私が把握している中ではそのようなタッチパネル式のものはないのですけれども、いわゆる認知症のチェックシートみたいなものを広く配らせていただいているんなチェックをやっていくというようなことについてはやらせていただいているという現状でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 チェックシートはネットで見ても出てきますので、そのPRというたらあれですけれども、最近物忘れが多くなったとかそういう方が自分でチェックできる、他人の前では試験されているようでプライドを傷つけることもあろうかと思うのでそこはいろいろと工夫していただいて、この琴浦町では本当に介護保険の申請をしていない元気な人でもいつでも役場に来たり保健所に行ったらタッチパネルで診断ができるという、その結果で点数だったかな、それが出るのでございますけれども、その点数によっては軽度認知症かもしれませんよというふうなそういうレシートが出てくるのです。

ぜひ太子町に、保健福祉会館かどこかでもしいけるのだったらいきいき体操をしている現場とか何か工夫をしていただいて、福祉文教常任委員会で提案をして大分になりますけれども、また再度軽度認知障害の方を早く見つけて予防教室とか、また専門の医療機関に行ってください、そういうきっかけとなるものでございますのでまた検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） そういったものも含めまして検討させていただきたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 県の事業を見ておりましたら、事業所の家族また両親等に対しまして認知症に関する生活相談とか、また医療機関を紹介したりそういうふうな「はばタンCサポートチーム」という派遣があるのでございますけれども、これは太子町、町とか担当課を飛び越えてもう企業と県とそういうやり取りなのでしょう、それともそこにひょうご神戸チャレンジ起業でしたか、そこに登録をした会社がそういう「はばタンCサポートチーム」の派遣を受けれるということになっているのですけれども、そういうことについては連携はしているのですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 直接的にそちらの県の事業について町で一緒にというようなことは事例としては認識をしていないところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それはもう県と企業との間でのということですね、分かりました。

それから、3番目ですけれども、現在高齢者徘徊SOSネットワークに登録している方が34人ということで、他市町の件数も今教えていただきました。たつの市、赤穂市がめっちゃめっちゃ多いのですけれども、こういう登録をする条件というのはどういうふうと考えられていますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 条件と申しましょうか、登録させていただくためには例えば顔写真であったり、その方の属性と申しましょうかそういったものをお知らせしていただいて、情報が私どもであったり警察であったりそういった機関にもしものときがあったら情報提供をするというような形になりますので、認知症の当事者の個人情報等を写真も含めて登録していただいて、もしものときにはそういったものが関係機関に情報が流れるということを御承知おきをしていただくというような形でしたら、特にこうでないと登録しませんとかというようなものではございません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 顔写真を撮ったりその方が行きそうなところを聞き取りをしたりとかそういうことも含めてかなり個人情報を知ることになるのですけれども、家族にとっては周囲に認知症であるということを隠す、恥ずかしいとかという方もおられることは確かにあります。うちの母はもう亡くなりましたけれども、外に出て行って買物を大量にしてきたりしていましたので、近所の方の理解もいただきながら、また御飯を食べさせてくれと行って行くかもしれへんけれどもまた教えてくださいねという形で、その家族が気軽にということかそういう恥ずかしいとかそんなのじゃなしに当たり前のようにみんなで支えてもらえるんやという意識になれるようにしていくことが大事だと思うので、出て行って事故に遭わないか、他人に何か危害を加えないか、そういうことが家族にとっては一番心配ですので、この高齢者徘徊SOSネットワーク事業はそれも含めて相談が気軽にできるそういう取組も進めていただきたいと思いますと思っております。

それから、4番目、太子町のオレンジライフサポートの現状と課題はということで、いろいろと進めていただいているのですけれども、平成29年に「太子町認知症初期集中支援推進実施要綱」が作成されておりますが、設置をされて以降、対応件数等はどれぐらいございますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 件数については、申し訳ありません、今把握をしておりません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 いや、これは認知症初期集中支援チームに関わっていることで、もう全然把握していないということはないと思っていたのですけれども。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 失礼いたしました。認知症初期集中支援チームの件数でございますけれども、平成30年2月から活動を開始しまして、平成30年度に3件、平成31年度につきましては7件でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ちゃんと取り組まれていてよかったです。国の大きな流れで予防していく、早く早期発見をするということからこの認知症初期集中支援チームがつけられておりますので、そこもしっかりと対応していただきたいと思います。

平成29年4月から専従で保健師1名が認知症地域支援推進員として配置をされております。この太子町オレンジライフサポートの中ではどういう立ち位置になるのですか、この方は。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 認知症地域支援推進員につきましては、地域包括センターの中で配置をさせていただいて、認知症施策に関して全体的に取り組む1名でございますけれども保健師が当たっておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 現在、その推進員は何名ですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 1名でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 他市町の状況とかを把握されたことはありますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 他市町の状況については、申し訳ございません、私は把握しておりません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 認知症地域支援推進員、これ他市町を調べてみると、ここで言いますとかなり時間が食いますので、多可町では9人、播磨町では3人、猪名川町では4人、ほとんど複数、稲美町は1人ですけれども、太子町も1人で間に合っているのかなとすごく心配になっているのです。取り扱う案件が非常に多いように思いますが、今後増やしていかないと1人ではきついのと違うかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 確かに人員的には少ないかなと思っております。

現実の当町におけます地域包括支援センターにつきましても保健師がただいま欠員状態といえますか、それぞれ社会福祉士、保健師、あるいはケアマネジャー、それぞれ専門職を配置させていただいておりますけれども、保健師枠についても昨年職員が退職というような形もございましたので、そういった専門職的なものもございまして広くまた配置をできる体制にと考えておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひこの認知症地域支援推進員、本当に広い立場でいろいろな要望から、それから実践からそういう医療につなげたり地域につなげたり本当に多岐にわたる仕事をされていますので、この部分は職員数、また保健師の数からいうたらかなりきついだらうと思いますけれども、この2025年を目途に、もうすぐやってきますよね、本当に認知症の方が一気に増えるというふうな、だんだん増えていくということがもう推計されておりますので、これは町長とか副町長とかそういう人員のことも含めてその部分を手厚くしていただきたいと考えております。

ともかく認知症地域支援推進員の報告を見ていると、こんな1人でやっていたら身がもたへんでというぐらいの報告書でしたので、またこういうのも県に全部出ておりますので部長もしっかりチェックしていただいて、1人に過重な仕事が行っていないかどうかも含めながら対応をしていただきたいと思います。

そしたら次、5番に入ります。もしもの事故に備えた認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の導入ということで、この辺り部長にいろいろと詳しく調べていただいて今答弁もしていただきました。本当に高齢者が時間に関係なく夜でも買物へ行くのやという格好で鍵を開けて出ていったりもしますので、家族にとっては気が気じゃない、もちろん個人賠償責任保険も家族で入れたら一番いいのですけれども、内容を見てどういうふうな補償が出るかということをそれぞれが見ていく必要があることは確かですけれども、現在54市町でこの保険事業を取り入れる自治体が増え

てきております。

今までのこれができるまで経緯とかはもう言いませんけれども、今後、社会で支えるという意味合いからしたらこういう自治体が加入して認知症の人が安心して暮らしていけるという保険は私は必要だと考えております。

部長も今後、しっかりとそういう面については考えていきたいと言っていると思いますし、国もそういう方向で一応国の中でも議論はされていることですが、太子町においてもこういう事業をもっともっと研究をしていただいて、ぜひ導入をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これで1番目の質問は終わります。

それから、2番目、結婚に伴う新生活支援事業について。

2019年度の出生数は86万5,000人、1人の女性が生涯に産む子供の数である合計特殊出生率は1.36と低迷している。ただ、結婚後の夫婦には2人程度の子供が生まれており、晩婚化や未婚率の上昇が少子化の一因として指摘をされております。

公明党青年委員会が全国で行った政策アンケートを踏まえ、新婚生活の支援など青年政策の充実を政府に要請してまいりました。内閣府は、2020年9月20日に少子化対策の一環として新婚世帯の家賃や敷金・礼金・引っ越し代など新生活に係る費用について、2021年度から現行30万円から倍増し60万円へ、対象年齢も34歳を39歳以下に緩和、世帯年収も480万円から540万円未満に条件を緩和し、経済的な理由で結婚を諦めることがないように後押しする方針を固めております。

兵庫県内では、神戸市、三木市、高砂市、丹波市、南あわじ市、加東市、多可町、稲美町、上郡町が実施しております。また、国は実施市町を増やすために国の補助率を2分の1から3分の2に引き上げる方針も打ち出しております。

以下、4点質問をいたします。

町に提出された婚姻届は年間何件あるか。2017年から直近までの数字をお示してください。

(2)町で行っている結婚支援の事業はありますか。

(3)近隣市町での事業の効果について検証したのか。これは平成30年3月に私が同じ質問をしております。そのときに実績、効果等を検証すると答弁がございましたので聞いております。

(4)町においても、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者を後押しするこの結婚新生活支援事業を活用し新婚世帯を支援してはどうか、町の見解をお伺いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 結婚に伴う新生活支援事業について、(1)から(3)まで答弁させていただきます。

2017年度からの町へ提出された婚姻届の数でございますが、2017年度は104件、2018年度が122件、2019年度が139件、2020年度につきましては10月末までで49件提出されているところでございます。

次に、(2)でございます。町において実施している結婚支援事業としまして、一昨年度まで独身者に出会いの場を提供する恋活カフェを実施していましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により急遽取りやめとしております。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないため町としては開催を見合わせておりますが、他機関におきましては兵庫県の出会いサポートセンターの運営や兵庫県西播磨県民局による結婚支援情報フリーペーパー「一緒に暮らそう。西播磨。」の作成、縁結び交流会の開催などが行われております。11月15日に宍粟市の兵庫県立国見の森公園で行われた縁結び交流会では、男女各8名の参加があったと伺っております。また、姫路市などにおいてはNPO法人による婚活支援事業も行われておりま

す。

本町としましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えつつ、本町独自で事業を実施することによる事業効果と、より多くの方の参加が見込まれる広域的な事業へ参加いただくことによる事業効果も勘案しながら、今後の事業実施について研究していきたいと考えております。現段階においては、兵庫県が実施される事業等を広く町民の皆様に情報提供してまいります。

次に、3点目ですが、近隣市町の事業の効果についてでございますが、近隣市町の婚活事業、出会いの場の提供につきましては、兵庫県の運営する西播磨出会いサポートセンターを中心として随時情報交換や相互に各市町の事業を紹介するなどしており、圏域、広域的に事業を進めていくよう事業を展開しております。

本町以外の西播磨4市2町の婚活事業の実施状況ですが、実施団体は赤穂市、宍粟市、佐用町、上郡町の2市2町であります。このうち、赤穂市と上郡町は岡山県備前市を含めた東備西播定住自立圏構想の連携事業として合同実施されています。いずれの団体も自治体直営で行われておらず、企業や社会福祉協議会への委託、あるいは商工会への補助金支出による事業実施でありました。

事業費として最も多い団体で160万円、少ない団体で40万円支出されております。4団体合計の事業費は360万円で、平均して1団体当たり90万円支出されているところでございます。

その成果でございますが、婚活事業の参加人数は、参加者数が多かった団体で159名、少なかった団体で30名でありました。実施4団体の参加者合計は216名であり、そのうちカップル成立数は40組です。参加者に占めるカップル成立した方の割合は37%となっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から(4)につきまして御答弁を申し上げます。

結婚新生活支援事業でございますが、少子化の一因として上げられます晩婚化や未婚率の上昇を抑えることを目的に、議員御質問ありましたように令和2年9月、内閣府より令和3年度から新婚世帯の新生活に係る費用負担軽減策として実施されております結婚新生活支援事業に係る補助率の上限額の増額、30万円から60万円をはじめ対象年齢34歳から39歳以下や年齢要件の緩和、480万円が540万円、補助率の引上げ2分の1が3分の2などの方針が固まるとの新聞報道もなされているところでございます。

この事業につきましては、令和2年度は兵庫県内では10市町が取り組まれておられます。先週11月26日までの支援実績につきまして、担当職員が聞き取り調査をしてくれました結果、10市町合わせまして273件ございました。このうち、神戸市の実績が最も多くて238件であり、次いで高砂市が22件、残る8団体は4件以下でありました。

西播磨地域に限定いたしますと上郡町と佐用町で実施されておりますが、いずれも今年度の実績はゼロ件、ないということでございました。

当町担当者から実施されております10市町への担当者によるその実情を伺ったところ、事業実施のメリットといたしましては支給者にも喜ばれる点を上げられておりますが、その一方で神戸市、高砂市を除いて支給実績が伸びていないことから、少子化対策としての効果は少ないのではという御意見もございました。

今後、国における当該拡充施策の具体的な方針の情報を収集するとともに、他市町の動向などを見据え、当町におきまして人口減少社会における住んでよかった太子町を目指して、新婚世帯支援策につきましては本事業も含めましてどのような事業展開が最もふさわしいのか引き続き調

査研究してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、私からの御答弁とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 いろいろ答弁をいただきました。

このたび私がこの一般質問をしようと思ったきっかけですけれども、神戸新聞に新婚世帯に60万円補助という大きく取り上げられたことから、これって太子町もやっているというふうな問合せがありまして、残念ながら平成30年に訴えたけれども町はまだやっていませんということで、今回、ちょうどその方は条件が合ったので、それでぜひとも実現をしてほしい、町に訴えかけてほしいということから取り上げさせていただきました。本当にこの太子町に定着をしていただくというのは、結婚をして、また子供を授かって子育てをし、そしてこの町が活性化していくということを考えてたら大事なことだと思うのです。

結婚をするときに経済的な理由でできないということをはんまかなとか思ったことがあるのですけれども、アンケートを取っておられまして、結婚を希望する人が行政に実施してほしい取組ということで、1番目は安定した雇用機会の提供、それから2番目が夫婦が共に働き続けられるような職場環境の充実、3番目にこの今回質問させていただいております結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援。そういうふうなことで、3番目にこのアンケート結果ではみんなが助成をしてほしい、補助をしてほしいということが上がっておりますので、そういう声は大きいのだなということをおもっております。

実際に太子町でも、またひょうご出会いサポート、西播磨の関係の婚活事業がありますが、出会いの場を設けることによってカップル成立がなされていく、そのカップル成立がなされた後には結婚ということがあるので、このタイミングで新婚世帯にこの60万円はかなり大きい。引っ越しとかそういう家の敷金・礼金、こういうことにも使えますので取り組んでほしいと思うのです。

今、副町長が言われましたけれども、PRというのは町に言うものでもないかもしれませんが、もっと国、また県のほうにPRをしてねということをしていかないと駄目なのかと思いますけれども、やっぱり婚活事業をやってそこでカップルができて、また次の段階で太子町にはこういう新婚世帯に国と連携して補助をやっていますよというふうなことがあれば、どこに住もうかなと迷っているときに、じゃあ、ここに行こうか、太子町に行こうかとなることもあろうかと思っておりますので、まだまだ実績は伸びていないと副町長は言われましたが、それは国とか県の責任かなと思っております。ぜひこの補助金について、もともと国は希望出生率1.8の実現のためという背景の中で生まれてきた補助金でございまして、何年かおきに補助率、また年収、そういうのがニーズがあるのでしょうか、だんだんと引き上げられております。

太子町の合計特殊出生率は今どれぐらい上がっていますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） すみません、出生率については把握しておりません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 平成27年の資料では1.56人となっております。5年ごとぐらいに改正されるというか統計を取られるのかなと思うのですけれども、平成27年では1.56人でした、太子町においては。出生数というのも現在は把握されておられますか、太子町の今年の。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 申し訳ありません、出生数についても把握しておりません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これ衛生統計から見ましたら出生数も毎年300人を下回って、令和元年は237人でした。今後、若者に選ばれる町、若者の永住を促進するためにも婚姻数の増加に向けて、またそれが少子化対策につながると考えますが、副町長の答弁では実績も伸びていないしあまりこれをしてどうなのかなという答弁がありましたけれども、実際今後、その状況は状況ですけれども、今後どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか、答弁変わりますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） この事業につきまして、先ほども申し上げたように本当に実績が今ほかのところを見まして少ない状況でございますので、この事業も含めまして本当に新婚世帯に対しましてどういう支援が本来いいのかという事業展開は、総合計画の中で子育て、教育、そういうところを踏まえたところで今後の総合計画を見据えながら現状と課題を踏まえて10年後の町の姿をいかにしていくかということを考える施策を展開していく必要がございますので、この事業に特化してこの事業を進めていくというよりは、この事業も含めまして調査研究を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 町がすると手を挙げないと、この国、県の補助につながりません。しっかりとニーズを捉えていただきまして、アンケート結果では結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援、これをしていただきたいという結果が出ておりますので、こういうことも念頭に置きながら今後考えていただきたいと思います。

国では2021年度の予算も拡充がされる新生活のこの事業についてですけれども、予算の拡充がなされてまいります。積極的に少子化の流れに歯止めをかけるために取り組んでいくという観点からこの事業に対してまた再度検討していただきたいと申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時08分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

次、玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、6番玉田正典、通告に従いまして質問をいたします。

税につきましては、適切な課税と未納や滞納の徴収業務は大変な労力を伴うものでございます。税負担の公平性と歳入確保の観点から重要な位置づけを担うものであることは言うまでもございません。

コロナ禍での経済状況の低迷につきましては連日報道されているところであり、勤務先の倒産や業務の縮小などにより、個人や法人の収入・収益に大きな影響が出てきておところは御承知のとおりでございます。このことから、今後の徴収業務の重要性がさらに増してくるのではないかと考えております。

こうした中、現在滞納に係る徴収員が1人で対応しておるといふこの現状をどう捉えているのか。今年度はもちろんでございますけれども、来年度以降の徴収業務の在り方についてお尋ねいたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議員の御質問に対しまして御答弁申し上げます。

当町の滞納整理事務につきましては、従来は徴収員を4名配置し、平成29年度からは3名配置

といたしまして滞納者宅を訪問し徴収してきたところではございますが、滞納対策への取組といたしまして個人住民税特別対策に係る県職員の併任徴収の受入れ——これは平成17年、平成21年に行ったところではございます——や国税OB職員の雇用による技術支援を受けまして、当町の担当職員の滞納整理事務に対するスキル、技術向上を図りまして、財産調査等の実態把握により滞納処分を実施してきまして債権回収強化に努めてきたところではございます、滞納件数も年々減ってきているところでございます。

そして、皆さん御承知のとおり納税につきましては憲法で定められました国民の義務でもあることから、町税は本来納税者の方に自主的に納付していただくことが基本でございます。

当町におきましては、口座振替だけでなく、時間外でも納付できますようにコンビニ納付やクレジット納付など多様な納付手段を導入することによりまして、納税者自らが納付していただける環境を整えてきたところでございます。

また、分納等の納税相談におきましては、訪問徴収から自主納付への切替えを促しまして、滞納者自身の納税意識を高めるとともに、引き続き滞納者とのつながりを持った丁寧な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後は、これらの環境下におきましてもなお納付が困難な方を対象といたしました訪問徴収をするための体制を確保する形で徴収員1名を配置していきたいとは考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 ありがとうございます。

クレジット納付、コンビニ納付等の収納方法とか自主納付とかいろいろ従来から考えますと新しい方法を導入していただいて、幾ばくかでも納めやすい環境づくりができていのかと思えます。一般的に納付ができる状況、経済状況の方につきましてはそういうような方法が非常に有効かなというふうに考えます。

ただ、先ほど答弁にもありましたように、従来3名、4名の徴収員が現在は1名であるということで、なかなかその欠員と言っているのかどうか、その減少分の滞納整理の分をカバーし切れるとはとても考えにくいのですけれども、徴収員の増員と新たな募集とかそういうのは来年度以降、ちょうど今予算時期でもありますのでどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、税の納付は自主納付が原則となっております。滞納される方には、仕事で銀行に行く時間が取れないなどの理由で訪問徴収を実施しておられた方もおられます。しかし、今コンビニ納付が実施できることになったことで、休日、開庁時間外でも納付ができるということから、かなりの方に利用、また周知のほうができていっている状況を考えますと、自主納付を促していくという方針で実施していきたいと考えております。

現在のところ、徴収員の増員は考えておらないところでございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 自主納付、これが大原則でございます。分納誓約だとか、あるいは分割の納付者も相当恐らく人数が、件数があると思います。それに対してきちっと行われているかどうか、その履行状況を税務課などで何人体制でそういう履行状況を把握しておられるのか、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 分納者への納付書の発送とか口座振替の手続、これについては1名の職員で対応しております。

ただ、履行状況の把握、財産調査等については、収税管理室の職員3名で実施する体制を取っておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 履行状況の把握は本当に大事なところですよ。実際その誓約書、あるいは納付書、分割で恐らく納付書を切っていると思うのですけれども、そういうのをきっちり3名でできていますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 分納者につきましては、毎月いついつ納めますというような形で納付書を作らせていただいて、また誓約書を基に実施状況等を常に把握させていただいて、そのときに納付をされていない状況がございましたらお電話とか通知の文書を出させていただいて確実に納付をしていただくということをお願いしているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 個人ではそういうこともできるでしょうが法人、この状況下、あるいは以前からでもそうですけれども法人の滞納について個人とは違って法人はまとまった金額が出てきようかと思えますけれども、大口に絞るか件数で絞るかそれぞれ担当の課にお任せしたいと思いますけれども、どのような方法、ただ単に通知文書だけで恐らく事業主なんかはなかなか応えにくいと思えます。

過去の経験ではありますけれども、経理の担当者を毎月呼んで財務状況を報告させて、それで手形なり逆手形なりも含めてそういうことをやった経験もありますけれども、法人の分についてはどのような方法で今現在この少ない人数でやられているのかお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 基本的には法人、個人を問わず督促状、催告状の送付により納税をお願いしております。併せて実態調査を進めているところです。最終催告に至ってもなお応じない場合については滞納処分を行うというような形で通常の流れとなっております。

また、最終催告の通知により来庁されるよう促した上で、納税相談を通して経営状況等を聞かせていただき、納税につながるよう努力しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 この実態調査を通して実際に財産調査まで行く割合、あるいは差押えまで行く割合、差押えしてからの競売等です、去年でどれぐらい、ここ2年が分かれば、決算の関係でも出ていましたけれどもお願いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 滞納処分の実績でございますが、給与、預金、不動産の差押え、または交付要求させていただいた件数でございますが、令和元年度で40人、平成30年度で70人という実績になっております。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 交付要求なんかは裁判所等から回ってくるものであります。そのうち、実際換金できたものというのはありますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 交付要求などにつきましては、ある程度先に差押え等をされたところが優先されますので、その残金が残るかどうかによって太子町に交付されるかどうかというのが決定しますので、その状況についてはその年々によって、また交付要求の内容によって変化していくものがございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 そうですね、交付要求はなかなか換金の割合が上がらないですかね、どうしても管財人で先に処分が行われていますのでなかなか難しいかと思います。

実態調査、交付要求はさておいて、実際に個人あるいは法人に対して調査をかけていくという積極的な部分というのがなかなか対人間関係もございまして、難しいのですけれども、この部分は譲れないという部分があると思います。ですから、どうしても積極的な調査をこれからもお願いしたいと思っています。

今年度も滞納額が個人、法人含めまして相当な額に現在のところなっていますけれども、現状の見通しとして、昨年度あるいはその前と比較して今年度の徴収見通しというのはどれぐらいお持ちでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今年度の税収の見込みとしましては、徴収猶予等の申請も出ておりますのでかなり落ち込むもの、また個人の収入につきましても収入が減られている方というもおられると思いますので、それについて納付が困難な方というのも出てくることと考えております。

それらにつきまして、皆様から納税相談を受けさせていただいて、その状況に合わせて対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 従来と比べて今年度どうですか、正確にそういう数字は取っておられないでしょうけれども増えているという感じがございしますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 徴収率の推移を見ますと、大きくは変わっていない状況にはございます。令和2年度の9月末現在で考えますと、現年度で59%、令和元年度の9月時点では60.1%という形ですから大きくは変わっていないのですけれどもやっぱり減っているという状況ではございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 そうですね、徴収率もさることながら徴収猶予という部分が結構響いてくると思います。特に法人なんかでしたら金額が相当張ってくるのじゃないかなと推測します。

ですから、なかなか3名体制でそこら辺までカバーができるかどうか、どこら辺までカバーできるだろうというのが一番懸念される場所です。特に換金が幾らできるかというところで、換金がどのぐらいできるのだろうという部分で、それぞれ近隣の自治体とか特に姫路市なんかでは大きくやっていますし、そういう情報交換というのはどれくらいできているのか、あるいは情報を取ってきておるのかというところは把握しておられますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 近隣自治体の情報交換でございますけれども、現在県と県下市町で構成する兵庫県個人住民税等税収確保推進会議、また西播磨4市3町の収税担当による西播磨収税連絡会議において徴収事務に関する研修、個別困難事案への対応策など事例相談、情報交換、意見交換を行い、他市町との連携、情報の共有を図りながら徴収対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 それぞれの自治体で状況はいろんな状況があって変わってくると思います。太子町に合った情報をどうやって生かしていくかというのが大事なところかと思うのですけれど

も、先ほどから言っていますように調査に入る度合いです、この部分、実際課税をやって収納状況を見てここが弱いというような部分の分析と調査に入る体制を整えるのにどうしてもこの人数では日常業務に追われてなかなか手が回りにくいだらうなという思いがあります。

そこら辺も含めまして、最後に町長にお聞きしたいのですが、このコロナ禍で国においては様々な事業主に対して補助金を拠出しているわけですが、先ほど来申していますように非常に時間と手間がかかってくる業務であります。ちょうど今予算編成時期でありますので、恐らく滞納が増えてくる状況にあると思います。税収の確保という部分から、この業務に係る人員配置について課の職員とか会計年度任用職員の増員も含めて来年度以降、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、この徴収員の人数を減らした段階で私もこれで足りるのかということとは内部で聞きました。そして、今まで担当部長が説明しているとおりの説明を受けてきましたし、現状においてはそのように私も今認識しているところです。その徴収のことに限らず、全体として税務課の職員の配置についてどうしていくかということは今も考えていますが、これからも考えていきたいと思います。

今、議員が言われたことも1つの参考とさせていただいて、もう一度担当部署と相談をして本当にどのようにするのがよいのかということを考えていきたいと思います。現時点において、今議員が御指摘の部分の人数配置については考えていないところでございます。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 いろいろ過去の事例とか現在の状況を鑑みていただいて、そこら辺のことを十分に、いろんな部署がございまして偏った配置もできるとは思いませんけれども、いろいろ精査いただいてしっかりとした対応を取っていただきたい、このように思います。

これで、早いですけれども私の質問は終わりたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 以上で玉田正典議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時36分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開いたします。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして質問をさせていただきます。

新型コロナのことが特に最近罹患者数が非常に増えているということで大きな今問題になっていますけれども、これについての関連する質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は相変わらず感染者数の減少が見られません。感染対策も必要ですが経済を止めるわけにもいかない。新型コロナウイルス感染症とは今後も付き合っていかなければならない状況になっているが、幸いにしてワクチン開発が進み、令和3年の早い時期には接種が始まるのではないかと臆測が流れている。そうすると、経済はできるだけ早く新型コロナ以前の状態に戻す必要がある。ただ、新型コロナウイルス感染症流行前の状況には完全に戻らないと思います。この間に多くのことが変化し、中小企業であってもこの変化に沿った経営をしていく必要があると考える。

幸いにして太子町では令和2年6月に太子町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されている。この条例の趣旨にのっとり、町内企業の育成発展を民間企業と行政が一体となってこの難局を切り開いていく必要があると考える。これに対して、町としては具体的にどのような方策を

考えているのかお尋ねします。

(1)町内事業者の困窮度合いはどのように把握しているのか。

(2)太子町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく協議の場をどのように活用するのか。

(3)民間の活力を引き出す方策は考えているのか。

(4)企業の活力を取り戻すには長期間が必要と考えられるが、その見通しはどのように考えているか。

(5)税収見込みはどの程度下がるのか。それに対する対策はどのようなことを考えているのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それではまず、私からは(1)から(4)までのほうをお答えさせていただきます。

まず、町内事業者の困窮度合いはどのように把握しているかという御質問でございますが、中小企業信用保険法によりますセーフティーネット保証の対象事業者の認定申請、その時点の各業種の件数や同月比の売上額の減少を調べております。それによりますと、7月から11月の認定件数がセーフティーネット4号で58件、セーフティーネット5号で6件、危機関連保証で39件の増となっております。併せて103件の認定を行っており、1か月分の売上げ減少額の平均を出しますと約530万円とまだまだ厳しい状況が続いていると考えております。

また、太子町の商工会、町内の小規模事業者の方々からお聞きしますと、新型コロナウイルス感染症によりまして売上げが大きく落ち込んでいる状況からは幾分かは回復傾向にあるとお聞きしておりますが、景気が上向きになってきたかと思えば急に落ち込むといった不安定な状況にあるとお聞きしております。

特に厳しい業種としまして、建設業、製造業に大きな影響が出ていると聞いております。コロナ禍の第1波のときには資材が入ってこないため工事が進まないとか物が作れないとかといったそういった事業所が多かったとお聞きしておりましたけれども、現在もこれらの業界では悲痛な思いをされていらっしゃる事業者の方々はまだ多いとお聞きしております。

また、観光業につきましても以前のような売上げゼロというような事態ではございませんが、依然として昨年どおりの売上げには回復していない状況と聞いております。

さらに、町内の飲食店についてでございますが、順調に回復傾向にあるとは聞いてはおりますが、今後も順調に行くかどうかは不透明な状況であると聞いております。

いずれにしても、町内事業者の経営状況はまだまだ厳しいものと考えております。

続きまして、2点目の太子町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく協議の場をどのように活用するかという御質問でございますが、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の第12条に協議の場について定めておりますけれども、設置の目的につきましては第4条に規定しております11個の基本的施策の目的の達成のため、中小企業・小規模企業の動向、ニーズを把握し、基本的施策の実施等について協議するために協議の場を設けることと規定をしております。

今年度におきましては第1回を10月6日、第2回を11月5日に開催しております。この2回の協議の場におきまして、委員の方々から地域事業者の現状、また新型コロナウイルスの影響を受け企業の売上げが減少し、厳しい状況にある企業をどのように支援できるのか、また将来のまちづくりを踏まえた事業者の確保をどうやっていけばいいのか、また企業における事業計画の大切さ等の貴重な御意見をいただいているところでございます。

本町としましては、協議の場でいただいた御意見を新年度予算に反映していくとともに、町内

事業者の振興、活性化につなげてまいりたいと考えております。

今後につきましては、協議の場の重要性を生かして積極的に意見を求めて就業機会の創出、地域経済の安定、地域住民の生活向上、新たな産業の創出など、地域経済の基盤を支える中小企業・小規模企業のさらなる発展につながるよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目でございます。民間の活力を引き出す方策を考えているのかという御質問でございますが、先ほど申し上げました協議の場で御意見をいただいた1つでもございますが、早期経営改善計画の策定について推進、啓発をさせていただくことが有効な施策であるのではないかと考えております。町内で早期経営改善計画を策定している事業所は極めて少数であり、経営破綻に至る事業所の大半がこの計画を定めずに井勘定のまま赤字経営を脱却できないケースが多いため、この計画策定を支援することによりまして企業や事業者の現状の分析、課題解決を通じて健全経営とその事業の継続を後押しすることによりまして地域経済を支えていただく活力の再生、増進が町全体の活性化につながるのではないかと考えております。

計画を策定することの必要性や価値を周知して、ニーズに見合った推進、啓発の検討を進めていければと考えております。

最後の4点目でございますが、企業の活力を取り戻すには相当長期間必要と考えられるが、その見通しはどのように考えているかという御質問でございます。

新聞、テレビ等のマスメディアで報じられているのは、予測として2020年から2022年の意見が大半となっており、長期的な新型コロナとの闘い、共存が必要と考えております。

経済の回復につきましては、町単独の支援策だけでは見込まれる経済効果は薄うございます。国や兵庫県が実施する経済施策と連携して全国や広域での経済の底上げにつながるような息の長い施策を継続する必要があると考えております。

今後、国、県等におきまして新型コロナウイルス感染症の影響期間、またその程度により検討された内容に当町の事情に合わせたものを加えて効果的な施策を適切な時期に展開していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） (5)の税収見込みとその対策についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者への措置として、納期限が令和2年2月1日から1年間以内に到来する地方税について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられました。本町では、法人町民税で6件、約810万円、固定資産税で8件、約4,710万円、兵庫県から通知されるゴルフ場利用税、法人事業税では約120万円の合計約5,640万円の猶予申請を受理しております。

今後、12月納期限分で同程度の申請があった場合、徴収猶予額は約1億円となる見込みでございます。

また、事業者の収益悪化等に伴う減収額は、法人町民税で約4,100万円、地方消費税交付金で約5,500万円、利子割交付金で約400万円の合計約1億円を見込んでおります。

税収入の減少には財政調整基金の取崩しなど自己資金による対応が原則でございますが、一時借入金のほか猶予特例債や減収補填債など地方債の発行による資金手当ても可能とされているため、預金金利、借入金利の動向や地方交付税による町民税法人税割、利子割交付金の精算措置などを考慮しながら対策を検討しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午前11時49分)

○議長（藤澤元之介） 再開します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 町としてはそういうセーフティーの申請件数で把握されているということで、これはよほど売上げが悪いとかそういう人です。全体的には税収の減という、最終的にはそこへ響いてくるというふうに私自身はそう考えているわけです。

1つは、町として日頃からそういう経済の動向というのですか、町内の企業のそういう動向をずっと見といていただいたら今後の経済政策に対していろんなことに打つ手があるのじゃないかなと思いますので、今はそういうことで情報が非常にたくさん集まっているのでしょうけれども、もっと町としても町の経済がどう動いているかという仕組みを考えられて、みなと銀行の兵庫県内の経済動向というのがよく出ているのですけれども、町としてはそこまでは情報が集めにくいかもしれませんけれども、何かそんな方法がないのかなと考えたりします。

それで、それに基づいて今度そういう支援方法をこれから考えていく中で、早期経営改善計画について予算をつけたいというようなことを今回回答いただいたのですけれども、実はこれについては非常に国が注目しているということなのです。この早期経営改善計画というのは、これももともとは国がこういう政策を取っていて、事業者が早期経営改善計画をついたら専門家につくってもらいなさいと。中小企業はもうそんなあんまりようつくらないです、もともとつくっていないのが大部分なのでようつくらないだろうから、その3分の2の費用を国が補助しますよと、それに対して町が何らかの手当てをしようということではないかと思うのですけれども、そういうことをするという点について国が非常に注目をしているということです。

中小企業再生支援協議会というのが国の機関であるのですけれども、この協議会の方が電話をしてくまして、太子町がそんなことをやってくれるのであればぜひ太子町に行ってこの趣旨とかそういうのを説明したいというようなことを言うから、直接それはもう町に言ってくださいと言ったのですけれども、それぐらい国としてはこの事業計画をつくる新年度予算ということで、これについての予算をもう少し具体的にお答えいただけませんか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今、来年度当初予算編成の時期でございます、実際にこれについての担当部局は産業経済課になりますが、それについて今予算要求はさせていただいております。ただ、実際に全体の中でこの事業が選ばれるかどうか、なおかつその割合等を幾らにするのか、今おっしゃられていました国が3分の2、その残りの3分の1全てを町がするのかとか、事業者の一部負担いただくのかとか、全体を採用するのかどうか、これはこれからのことになりまますので今現在確定はしていないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 この事業計画というものをつくったらというので、経済建設部長からもこういうのをつくっていないから破綻するのだというようなお話もありましたけれども、事実そういうことで、この事業計画をつくるということについては統計的にもこれをつくると黒字の割合が10%上がるという数字がもう出ているのです。

もっと顕著な数字というのが実はありまして、毎月資産表をつくる、企業が毎月資産表をつくとつくっていない、つくっているかつくっていないか分からない国の黒字の割合というのは30%なのです、法人税の申告の黒字の割合は30%、毎月資産表をつくっている企業はどのぐらいの割合が黒字になるかといったら50%を超えているのです、その差20%、だから毎月資産表をつ

くるほうがもっと効果はあるのですけれども、これがなかなかつくられていない。

そこへ、そのつくられているさらにその上に計画をつくと10%黒字の割合が増えるということなのですけれども、もう1つあるのが正しい申告をするというのがあって、こいつがまた案外黒字の割合を高めているというのがあって、ですから正しい申告をする、経営計画をつくる、毎月資産表をつくる、この3つがそろくと6割以上が黒字になっているということがありますので、その辺も踏まえてどういう、企業というものが正しくやっている企業はそれだけ黒字が続いていくというこういう統計もありますので、その辺のことも使って有効な施策を考えていただきたいというふうに思いますけれども、今私の話を聞いてどう思われますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今、議員が御指摘の施策、この前の協議の場に出たことについては非常に大切な事柄であるというふうに認識しております。

今、部長が答えたとおりののですが、今後実施していきたいと思っております、そして町内業者が少しでも安定的に活性化できるよう中小企業・小規模企業の皆様を支援していくために努力をしてまいる覚悟しております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。町長自らが回答していただいて大変ありがとうございます。

その計画についてはそういう方向で行っていただけるということで、お願いしておきたいことはその協議の場というものを今後大いに活用していただいて、ぜひ中小企業をその方向へ導いていただきたいというふうに思います。

私がこんなことを言ったらよう怒られるのですけれども、中小企業の社長は何で中小企業やといたら、頭の中が中小企業やからということですよ。ですから、誰かが指導していくということも必要だろうと思いますので、その辺も行政も併せて指導していくということが必要じゃないかなというふうに考えます。

税収見込みが約1億円減るということだったら、全体からいったら1割ぐらい減るのですよね、これ、税収の全体から。割合からしたらどのぐらいになるのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 全体の町税からいえば約40億円ございますので、そのうちの1億ということになります。

（「2.5%」の声あり）

2.5%、はい。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それで、余計なことかもしれませんが、この時期に便乗して悪いことするやつがおるのですけれども、前の決算委員会するときでも申し上げたのですけれども、太子町は固定資産税の調査をやっていないですよ、この間のとき。その以前のときにはやってくださいと言ったら、今の経済建設部長が税務課長のときにはやってくれたのですけれども、その後またやっていないというようなことで、姫路市の人に聞くと結構漏れているということで姫路市は調査しているのですよね。

だから、その辺の税収を上げるということもこういうときに余計、困っている人についてはそれは納税猶予とかそういうことをきっちりやってあげないといかんわけですけれども、それに便乗して悪いことをするやつもありますし、それでこの税収のことについては、特にこの固定資産税に関して30万円未満は減価償却資産に上げなくていいというのがあるのですよね。そうする

と、それが結局地方税なんかで抜けてしまうのですよね、あれたしか課税されるはずなのです。

だから、その辺のこともあるので余計にその辺の、この減収になるのはこれはもう利益がないのでやむを得ないわけですけども、その辺のところを太子町としてももうちょっと調査したりする必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 以前にも議員から指摘がございましたように、固定資産税の償却資産の調査につきましては近隣の姫路市等にも実際に実施の仕方等を今研究させていただいて、早期に対応したいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 申し上げておきますけれども、太子町は調査に来いひんから、我々税理士仲間でここは来ない、ここは来るといって色分けしとるのです、逆に。だから、そういうようなこともあるので、全部調査せえというわけじゃないです、太子町も調査されるのだということを、要するに警告を出したらいいわけで、その辺のこともあって太子町はそういうことはきっちりしていますよと、困っている人は助けますけれども悪いことするやつはちゃんと罰せられますよということが私は必要だと思います。

これは先ほども言ったように正しく納税している人は結局企業としても長もちするということなのです。だから、その辺も考えてやるべきことはきっちりやっていたいただきたいと思いますが、もう一度、総務部長お願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 税の根本としましても公平な形で実施すべきものでございますので、償却資産の調査につきましても実施していきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 よろしく申し上げます。

新型コロナというのは誰もが先の予測ができないことだと思います。ですから、今後ともこの新型コロナ対策については民間企業の知恵、それから町からのいろんな情報、指導があってこれが切り抜けられていくと思いますので、ぜひ今後とも協議の場を活用して中小企業を指導していただきたいということと、併せてそれに対する適切な支援をお願いしたいということをおっしゃって、私の質問の1番だけは終わらせていただきます。

○議長（藤澤元之介） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時04分）

（再開 午後1時05分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き一般質問を再開しますが、総務部長より発言を求められておりますので許可をいたします。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 井村議員より御質問がございました合計特殊出生率でございますけれども、平成27年の時点で1.56人でございます。これは国勢調査によるものでございまして、今最新の情報としてはこの情報しかございません。

また、今年度が国勢調査の年になっておりますので、また新たな情報が出てくるものと考えております。

また、町の出生者数でございますけれども、これにつきましては令和元年、昨年12月の時点で237人、平成30年度で248人というところでございます。

○議長（藤澤元之介） それでは、吉田正之議員。

○吉田正之議員 午前に引き続き質問を続行させていただきます。

2つ目、若者の定着をどのように図るかということでお尋ねいたします。

第6次太子町総合計画では太子町の全体人口の減少を予測しているが、これは現状の成り行き任せの数字でしかないとは見えています。人口増加に対する効果的な対策を打たなければ第6次太子町総合計画どおりになるか、あるいはそれよりも減る可能性もあります。

人口増加策は、何とんでも働く職場があり、出会いの場があり、子育てをしやすい環境があり、子供の教育環境に優れているなど複合的な要素が絡まって人口が増えていくと考えられる。太子町に不足しているものは何かと見ると、1つには産婦人科病院がないということぐらいで、他の要素はそれなりにそろっています。

若者が太子町内の企業に魅力を感じないのか、大学などを卒業して町内企業に就職するのはほとんど皆無である。町内にそれなりに魅力のある企業もあると思われるが、各企業のPRが下手なのか若者に魅力がある企業がないと見られているのか分からないが、地元の中学校を卒業した若者は私が経営している税理士事務所でもほとんど来ない。

今後、人口減少を食い止めるにはそれなりの施策が必要と考えるが、太子町として何か打つ手はないのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、若者の定着をどのように図るかにつきまして、私から御答弁を申し上げます。

本年3月に策定いたしました第6次太子町総合計画は、第2次太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した形で作成させていただいているところであり、そこに掲げます2045年の人口目標、人口ビジョンにつきましては現在の人口より減少しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計より約4,000人の人口増加を目指したものとしております。

その達成に向けまして、町の持つ住みよさと町の魅力を磨くとともに、子育て世代を中心とした生産年齢人口の増加を進める施策展開が必要と考えております。そのためには、議員御指摘のとおり雇用や子育て環境、教育環境など複合的な取組が必要であるとと考えております。

町といたしましては、1つには企業支援や商工振興策を通じた町のにぎわい向上と転入者の呼び込み、2つには空き家・空き地バンクの活用による移住支援、3つには幼稚園から中学校までの完全給食や中学校3年生までの医療費無料化、子育て支援施設の運営などによる子育て支援、そして4つ目といたしまして民間企業、事業者の多いことを生かした企業との協働などを強みといたしまして、第6次太子町総合計画に掲げます4つの視点、人づくり、魅力づくり、安心づくり、仕事づくりを生かした町の活性化を進めております。

今後とも、議員各位、企業を含めた住民の皆様と協働してまちづくりを進め、住民また周辺市町から見た町のイメージを高めていきたいと考えております。

また、若者が太子町に戻ってきたいと思えるような具体的な施策、対策も必要でございます。今年度より立ち上げました太子ゆかりの後輩応援団事業は、本町ゆかりの先輩方を小学校、中学校にお招きして講話や実演等を行っていただくものでございますが、各界で活躍される本町ゆかりの先輩に触れることにより、子供たちに町の愛着やふるさと意識が芽生えることが期待されるところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により残念ながら現在のところ実施には至っておりませんが、感染の収束を待って事業実施をする予定でございます。

また、本町では兵庫県と連携いたしまして、東京23区から移住かつ兵庫県のマッチング支援企業に登録されている中小企業に就職された人に対しまして移住支援金を支給する移住交付金事業を実施しております。

さらに、せんだって是一般財団法人太子淵瀨育英基金事務局の皆様によりまして太子淵瀨育英基金奨学金制度が設けられ、「広報たいし」10月号でも御紹介させていただきました。町内在住の高校生で、大学卒業後5年以内に本町でお仕事をされる意志を持つ方に奨学金が支給されるものでございます。この新たな奨学金制度によりまして、将来ある若者が太子町に帰ってきてくれる大きなきっかけをつくっていただいたものと大変ありがたく感じているところでございます。

町といたしましても、引き続き町民の皆様と連携しながら、若者にとって魅力を感じていただくまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 いろいろ施策を今やっているということで、私自身がその辺のところが見えていないのか、特に4つのキーワードが今、人づくり、魅力づくり、安心づくり、仕事づくりとあったが、私自身は産業人でもあり仕事づくりをこの太子町でやらなければいけないのではないかと考えておりますけれども、いろんな企業を指導している中でよくぶち当たるのが結局規制です。その辺のところは、都市計画とかそんなところによくぶち当たるわけですがけれども……特定の特別な配慮があってやれるというようなこともあるようですけれども、それ以外に仕事づくりということを考えたときにこれからは重工業というよりも知的な産業をここへまいこと持ってくるようなことができないかといういろいろ考えてみました。

太子町っていったらもう兵庫県の西の端で人口3万4,000人ですか、ほんで22平方キロメートルのようなこんな小さいところでもそれなりの企業になれるわけです。ですから、そういうものを何かうまくできないかと日夜考えているわけですがけれども、私自身の能力のなさでこれだというものなかなか見当たりません。

ですから、仕事づくりについては今後地道にやっていかなければ仕方がないのですが、この人づくりにおいては若者に戻ってきてもらわなければいけない、そのためにどういうことをするかということで、先ほどの井村議員もこの新婚世帯に支援をしてはどうかというの、これも人を呼び込む1つの方法じゃないかと思うのですがけれども、特に人づくり、学校教育も含めて人づくりについてもっと明確な何か施策が打てないものかと思っているのですがけれども。

確かに育英資金というのは年に1人だけのことでですから僅かな微々たるものでしょうけれども、もっと多くの若者を呼び戻すようなものというものは町としては打てないものかと思いましたがけれども、副町長どうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 人づくりというお話でございますけれども、小さいときからの教育もそうでございますし、巣立って行ってまた太子町に戻ってきたいということでございます。大学へ行くときにここから大きく羽ばたかせてあげて、よそを見てから戻ってくるというのがなかなかいいのではないかなと思います。今後はデジタル化社会になっていきますので、先進事例、実際外へ出て帰ってくる、兵庫県全体を見ましたら47都道府県一社会減がこのたびは大きくなっているようなところでございます。

例えばですがけれども、豊岡市でしたら結構若いときにグローバルな形で世界を見せてまた豊岡市に戻ってくるというようなところを先駆けて行われているところもございますので、そういうところをいろいろ研究する中で、この太子町、コンパクトシティである太子町で22キロ平米の中で3万4,000人の方が暮らしていらっしゃる中で、どの組合せというか太子町に合った魅力ある若者が戻ってこれる事業展開をしていくのかというのを研究していく必要があると考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 具体的なことは人づくりでいろいろ模索しているということで、今後も私もこれについては模索していきたいと思っておりますけれども、この人づくりと仕事づくりということについて特にやっていきたいと思っております。

先ほど空き家ということが出ておりました。太子町における空き家率というのは他と比べたら割合としては少ないように思いますが、この空き家をどのように活用するか、空き家というのは立派な資源なのです。これが空き家になっているということは使われていないという実にもったいない話なのです。

だから、人を呼び込むと同時にこの空き家の活用ということをどのようにうまくかみ合わせて、今後空き家対策を考えられていますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 前回の質問等でも出ていたと思うのですが、実際本町における空き家は400戸程度だったと思います。その空き家率については、全国的に見てもうちのほうが多いかどうかといいますとそうでもないとは考えております。ただ今後、これから必ずこの空き家の数が増えてくよと思っております。特に市街化区域の中、スポンジ化が進んでくよと思っております。

それに伴う施策としまして、市街化区域の中での実際にリニューアル、空き家をリニューアルなんかされて起業される方とか、またもともと家として利活用される方につきましても県も持っておりますけれどもそれに伴う補助的なことも当町では実際今も行っております。

ただ、実際に空き家バンクへの登録につきましては、まだ太子町はゼロ件でございます。この間、秋口にまちづくり課から所有者宛てにいろんなアンケートみたいなこともまたお願いさせていただいたところではございますが、まず1件からにはなりますが一件でも多くの空き家バンクへの登録の啓発を進めていきたいと考えております。それによって、その後それを見られた方が自分のところで活用できないかなというのがスマートフォンやパソコン等で確認もでき、それぞれ利活用につながっていくのではないかと考えております。

実際には空き家につきましては全国レベルで問題になっているものでございます。これは市街化調整区域の放棄田と同様でございます、全国で困っている事例ではございますが、当町でも今後さらにもっと検討して支援していく必要があるとは考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 恐らく太子町の空き家というのは木造住宅のほうが多いと思うのです。この間、木造住宅を専門にしている会社の社長と話をしておったのですけれども、私どもが建てた家が20年あるいは30年たつて、それを売るときに土地の値段で売るといような、もうそんなの耐えられへん、私のところはそんな価値のないものを造っていないといようなことを言われ、まずは立派な家ということですからこれから建ってくる家といったら40年も50年も十分に活用できるものなのです。

そうすると、今国全体でやっている空き家について建物を建てておたら土地の固定資産税が6分の1になる、そうするとそれがますますそういうのを長くしていくということで、この空き家に関してはそれなりのことを税制も含めて考えないと空き家というものはなかなかなくなっていくのではないかなと思っております。

これは経済的な問題だけじゃなしに税制も絡めて、あるいは国全体で考えなければいけない、太子町だけで解決できる問題ではないと思っておりますけれども、やっぱり地方からそういう声を上

げていって国の税制を変えていくようなきっかけを、ちょうど間もなく税制改正大綱が出てきますけれども、我々も毎年のようにこれを何とかしてくださいということで国会議員に税制改正のお願いをしておるわけですが、その辺のところ、町としてもその辺をやる必要がある、あるいは県とかそういうようなところを含めてやる必要があるのじゃないかなと思いますけれども、空き家の対策というのを税制も含めて何か考えがあるのでしたらお教え願いたいのですけれども。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 昨日、神戸新聞とかでも空き家の税制の関係も若干記事になっていた、神戸市が非常にそういうところで先ほど議員がおっしゃられた住宅の6分の1を軽減しない部分で調査をかけてそれなりの自主財源を確保するというようなことが行われているところもございます。それは今の税法上、そうすればすることもできるのですけれども、それをしなくても、空き家においてそこまで調査しなくてもそれなりの固定資産税がかけられるような形というのはなかなか先ほど議員おっしゃられたように太子町1町だけではできないこととございますので、全国町村会なり全国知事会、全国市長会とか上位団体、県とかも通じて提言、提案していくというのが1つの手法になろうかと考えているところでございます。

1つの空き家をきちっとそういうふうにもつ建物については利活用することによって移住施策にもつながっていきますので、そういうところを1町じゃなしに広域連携しながら提言、提案を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 いかにか空き家を減らすかという話のようではありますが、実は副町長にお答えいただいたように若者がこっちに帰ってきたときにその空き家に住んでもらうとか、そういうようなことにおいて空き家に住んでいただいたらまた町としての独自の施策が打てるかということも考えていただいたら1つはできるのじゃないかと思えます。

それであると、人づくりについては、今太子町の中学校を卒業……1学年というたら今何人おるのですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 令和2年度の児童・生徒数でまいりますと、太子西中学校が1年生160人、太子東中学校が180人、2年生172人、191人ということで、大体350人から360人ぐらいの間で人が動いています、町全体として。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 350人ぐらいが1学年おるわけですが、その350人が二十歳になったらほとんどおらなくなって、二十歳の集いで来たときにはみんな地方からわっと帰ってきて随分おるように思うのですけれども、この350人ものが全部とは言いませんけれどもせめて2割か3割の人が町の民間企業に勤めてくれたらと思うわけです。

これはもちろん民間企業もそれなりの受皿を用意するというのも必要ですし、このたびいろんなところに政策を何かやろうということで各企業にこういう広告をしませんかということをしたら、ほとんどの民間企業はやらないのです。やっていただけなかったのですけれども、そのやり方が悪かったかどうか分かりませんが、中小企業の皆さんが太子町にはこんな企業があるということをもっと浸透させないかと思うのです。ぜひこの協議の場において、町の民間企業がもっと自分の会社をPRしなさいということです。

それから、割かし大きな会社は残念ながら本社が太子町にないのです。姫路市にあたり、J

R西日本はもちろん大阪府なのでしょうけれども、そういうことでこの辺の考え方をどういうふうに、本社が太子町になくても事業所はある企業なんかについてもどういうふうに今後、併せて太子町に素晴らしい職場があるということをPRしていけるそういうようなことを考えられませんか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議員御指摘のとおり、子育て世代を町に呼び込んで多くの人に住み続けていただくということについて、企業誘致とか創業者の育成というのは図る必要がございます。これも太子町の商工会とも連携しながら経営支援とか地域産業の育成とか振興、こういうもので、雇用の場の拡大というのが必要になってくるのじゃないかなと考えております。

その中で、太子町におきましては企業市民制度というのもございますので、そういうのを生かしながらそれぞれの企業の認知度という部分とか社会的な価値というかそういうところを高めていただいて進めるとともに、また行政におきましても農業塾とかもございますので太子町特有の都市近郊型の特産物の拡大を図りながら様々な分野で仕事というか仕事づくりという部分に取り組んで、感謝される仕事がこの太子町であるのだなというようなところで進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。

私自身が十分な政策を持っていないものですから、質問についても町の当局の皆さんが回答しにくかったと思いますけれども、今後ともこの人づくり、魅力づくり、安心づくり、仕事づくりについてはぜひ我々議員と一緒に協議して若者を太子町に呼び戻してくる、そして素晴らしい太子町にするということをぜひ一緒にやっていきたいと思っておりますので、当局の御協力をよろしくお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤澤元之介） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時32分）

（再開 午後1時33分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 議員番号2番出原賢治でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

この春以降、新型コロナウイルス第1波が始まりまして、この太子町議会としても時間を有効に使って簡潔にという話の中で私も6月と9月の議会では一般質問を自粛してきましたけれども、今回はさせていただくということで、この場で冒頭、同期の森田議員と松浦議員につきましては私が質問をするということで質問を取りやめたとお聞きしていますので申し添えておきます。

それで、まず1個目の質問ですが、新型コロナウイルス感染者の新たな拡大に対する町の施策についてお聞きいたします。

現在、第3波とも言われる新型コロナウイルス感染者の新たな拡大が懸念されています。議会の決まりによりまして、この私が通告書を書いたのは11月20日のこととございまして、当時はまだ第3波というのも人によってはまだそうではないというような、いわゆるといったようなニュアンスだったように思います。しかし、この10日間ほどで事態は急速に悪化いたしましたので、ますます危機的な状況になっていると考えます。

兵庫県は全国の中でも感染の拡大が著しい地域の1つでございます、病床の使用率、11月20日の段階では30%ぐらいであったと記憶しますが、この段階でも全国で一番高いということが、つい先日はもう70%に迫るといった状況になっております。

この太子町内でも感染者が発生いたしまして、感染された方におかれましてはお見舞いを申し上げますと思うわけですが、夏頃の第2波に比べまして我が太子町も含めた地方への感染ということも非常に懸念される状況になっております。

これから冬の時期、インフルエンザが流行する季節と重なることもありまして、先ほど吉田議員からは経済的な対策についてのお話ございましたが、私からは町民の命と健康を守るという観点から質問したいと思います。

本年の春以降、全町を挙げての感染予防、緊急時への備え、それから経済支援策など、町長をはじめ町職員は様々な努力をなされてきてましてこれは大いに評価されるべきところとは思いますが、正念場と言えるこの冬を前に、以下、町の施策について質問いたします。

(1)令和2年9月以降の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況と、この冬に向けた方針は。

(2)町民のインフルエンザ予防接種の実施状況は把握しているか。

(3)呼吸困難や倦怠感、高熱等の症状があるときの対処方法をどのように考えているか。町民への周知はしているか。

(4)感染予防に向けた学校園での取組状況とその成果についての認識は。

(5)町内で感染者が確認されたときの対応方針は定まっているか。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、(1)の秋以降の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況と、この冬に向けた方針について答弁させていただきます。

秋以降の本町における新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、感染状況の変化や国並びに兵庫県の対処方針の変更等により、町においても何らかの対応変更が必要となった場合に適時開催してまいりました。

本部会議の開催実績でございますが、8月28日に兵庫県対処方針の改定に伴って第17回の本部会議を開催した後、11月23日までに4回の本部会議を開催しております。令和2年3月2日に開催した第1回会議から数えますと、今までに21回の本部会議を開催してきたところであります。これらの会議においては、兵庫県対処方針の改定や、インフルエンザと新型コロナウイルス同時流行への備え、町内事業所並びに町内小学校における陽性者確認等を議題としてまいりました。

議員の御指摘のとおり、冬のインフルエンザの流行期を迎え、インフルエンザと同時流行やいわゆる第3波の感染拡大は防がなくてはなりません。町としましても、今後の感染状況や国並びに兵庫県の動向に注視し、必要に応じて対策本部会議を開催し、兵庫県龍野健康福祉事務所等の関係機関とも連携を図りながら、全部局一丸となって感染拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 私のほうからは、2番目、3番目の答弁をさせていただきます。

町民のインフルエンザ予防接種の実施状況との御質問でございます。町におきましては、従来より65歳以上の高齢の方に対しましてインフルエンザ予防接種費用の助成を行っております。今年度も同様に実施させていただいております。

昨年度の接種率は50.3%でございました。今年度におきまして、10月一か月で3,489件の方が

接種されておられます。昨年同時期が630件でございましたので、昨年と比べますと約5.5倍の増というふうになっておられます。

ただ、今年度につきましては65歳以上の方の接種につきましては国から早期の接種が勧奨されておるとい事情もございまして一概には全体像をつかめませんが、昨年度を上回る方が接種をされるのではないかと見込んでおります。

また、今年度につきましては医師会等からの申入れもございまして、新規に1歳から15歳の子供のインフルエンザの予防接種費用の助成も実施させていただいているところでございます。4,903人の対象者の方に受診券を発送しております。10月分の接種者数は1,027件でございました、約21%の子供たちが接種しているという形になっております。

御質問でございますけれども、町が助成していない年代の方につきましては接種状況については残念ながら把握する立場ではございませんので把握できていないという状況でございます。

次に、3点目の御質問でございます。この新型コロナウイルスの感染につきまして、春、5月11日には「新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安」というチラシを各戸配布させていただいております。この11月に「帰国者・接触者相談センター」という名称が「発熱等受診・相談センター」という形に変更になったこともありまして、改めまして町のホームページ、それから最新の「広報たいし」12月号におきまして「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の受診について」との記事を掲載させていただいております。

発熱等の症状が生じた場合には、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談いただくか、かかりつけ医がない等相談する医療機関に迷われる場合は「発熱等受診・相談センター」にお問合せいただきますよう、受診の目安や相談先、医療機関へかかる時のお願い等、町民の皆様に周知をさせていただいているところでございます。

なお、従前におきましては「発熱等受診・相談センター」としまして保健所で対応されておりましたが、10月下旬より医療機関においても相談ができる体制となりまして相談体制が強化されておるところでございます。

さらにまた、PCR検査につきましてもかかりつけ医等身近な医療機関の医師が必要と判断した場合には、兵庫県が指定します発熱等診療・検査医療機関、こちらの近隣におきましては公表されているのはたつの市民病院、とくなが病院、板垣救急クリニックですが、そういった医療機関でも診療とPCR検査が行えるということになっておりまして、検査体制におきましても強化が図られているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私からは、感染予防に向けた学校園での取組につきまして、状況と成果について答弁させていただきます。

まず、町内の各学校園における感染予防につきましては、県あるいは国の方針に基づき作成しました町の「学校園における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づきまして様々な取組を行っております。

1点目としては、学校内に新型コロナウイルスを持ち込まない対策としまして、毎朝自宅で検温あるいは健康観察カードの記入、あるいは登校後に手洗い、手指消毒をしてから教室に入ると、そういうリズムをつくっております。また、一日の学校園の生活におきましても、マスク着用を基本とし、定期的な手洗い、手指消毒、あるいは換気の時間を設けまして感染予防に努めております。

2点目は、小・中学校において学級活動の時間等を利用して、適切な手洗いとか手指消毒

の意義、方法などについての学習指導をしております。幼稚園におきましても、保育の時間等で随時指導しております。特に手洗い指導につきましては、手洗いチェッカーを各学校園に配付しまして、園児とかあるいは低学年の児童でも正しい手洗いの仕方が理解できるように取り組んでおります。

3点目としましては、保健体育あるいは道徳等の学習の時間におきまして、新型コロナウイルスについての正しい知識や理解、あるいは風評被害、人権侵害について学習を進める中で、不合理を許さない心の育成にも取り組んでおります。

4点目としては、学校園行事につきましても3密防止を基本として時間短縮、あるいは内容、方法の見直しなどを行った上で創意工夫をしながら各種行事を実施しております。

5点目としましては、学校園の施設の消毒につきましては、子供たちが帰った後、教職員が一斉に行っております。8月からは、負担軽減ということで小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しまして校内施設の消毒を中心とした感染防止に従事していただいております。

なお、様々な取組の成果としましては、1点目、マスク、手洗い、手指消毒など感染防止の行動が日々の基本的生活習慣として定着したように思っております。

2点目、3密防止を踏まえた学習方法、あるいは定期的な換気など新しい生活様式に基づく学校生活が一定のリズムとして定着しているように思います。

3点目、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が、例えば手足口病とかインフルエンザ等のほかの感染症あるいは病気の予防につながっているように思います。昨日現在でそういう報告を一件も受けておりませんので、本年度はインフルのそういう報告が発症していないということであります。

最後に4点目、これまでの学校運営、あるいは学校行事を見直すよい機会というふうになっているというふうに報告を受けております。

なお、町内の小学校で児童1名の感染が確認されましたけれども、罹患した児童の一日も早い回復をお祈りするとともに、今後、感染拡大の防止に向けましてできること、基本的な対策を日々着実に積み上げることが感染防止につながるものと思っております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私からは(5)町内で感染者が確認されたときの対応方針等について御答弁を申し上げます。

感染者及び濃厚接触者への入院措置や疫学的調査等につきましては、兵庫県龍野健康福祉事務所において実施されます。そこと連携しながら、町としての対処方針として、まずは第1に町長メッセージなどにより正確な情報を迅速に発出し町民の皆様の不安解消に努めるとともに、第2といたしまして感染拡大を防ぐための対策につきまして町ホームページ、町フェイスブックなども活用しながら広く周知を図っていくこととしております。

加えまして、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、国や県の対処方針を踏まえつつ、町内の感染状況も勘案しながら公共施設の休業の必要性などにつきましてもその対策を速やかに行うこととしております。

このたびの町内事業所の職員及び町内小学校在籍の児童において感染が確認されたことに際しましても、いずれのケースにおきましても速やかに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、対処方針に基づき、兵庫県龍野健康福祉事務所等の関係機関と連携しながら対策を講じてきたところでございます。

今後におきましても、感染者が確認された場合は本部会議を開催するなどして兵庫県龍野健康

福祉事務所など関係機関と連携いたしまして、その都度の事案に合わせまして対策を講じてまいります。

大切なことは、まずは感染された方々の一日も早い回復をお祈りするとともに、クラスター発生を未然に防ぐため、一人一人が感染防止対策をしっかりと講ずることが必要ではないでしょうか。

また、感染が確認された方や関係者に対しましての風評被害や人権侵害を防ぐため、町民の皆様には正しい情報に基づく冷静な判断と行動を取っていただきますよう、町長メッセージの発出や広報媒体を通じまして強く働きかけているところでございます。

さらに付け加えますと、私も含め職員から感染者が出ることがないように、行政サービスを停滞させることがないように町施設での感染防止にも万全を期してまいりたいと存じます。

井村議員も冒頭で御発言がございましたが、お互い気をつけながらこの難局を乗り切りたいと思いますので、御協力、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてお答えいただきましたけれども、ホームページでは第17回のところまでしか載っていなかったものですから、その後どうなっているのかなというところで聞いたのですが、その後、4回の会議を開いてこの冬の同時流行に備えた議論をされたというお答えだったと思います。

基本的にこういったことは町単独というよりは、国もそうですし県のマターでもあるだろうとは思いますが、この対策会議の中でこの冬に向けて特にどういった対策を取ろうといったそういったことは話になりましたでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、11月23日に一番直近ではしておりますが、そのときは小学校の児童の感染状況について対応させていただいたところですが、その前が11月20日です、そのときには感染拡大特別期に県が入ったという情報を基に、県の対策に基づいて町も実施する方向を確認したところでございます。

それ以外のところにつきましては、イベントの開催実施等について協議をする、またインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の同時流行に対して備えを行うことについて、また町のイベントの開催等についてを協議させていただきました。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 基本的に県の方針に従ってというのは分かるのですが、私もこの議会の場でもこの冬の時期に必ず次の波が来るということは申し上げたと思います、そういった認識は一般的にあったかと思うのです。冬というのは、もちろんウイルスの生存率という意味でいっても飛沫感染、接触感染ともにリスクが上がるし、それから人が風邪を引いたりとか体が弱る場合がございますので、一度気を引き締めてやるべきではないかなというふうに考えております。

そういう意味で、この冬に向けてということで特別何かやられたのかなということで聞いたのですが、まだ何かございますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） すみません、手洗い、手指消毒につきましては従来どおり実施させていただいておるところでございますけれども、暖房の使用時に小まめに換気を行う、また昼食時等にマスクなしでの会話をしないなど職員に対しても十分注意するということも含め周知させていただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 (2)のインフルエンザについては、幸い今のところ顕著な状況にはなっていないという状況でございます。先ほど教育長が言われたようにこの新型コロナに向けての感染対策というのが功を奏しているという見方もできますし、それ以外にも原因があるかもしれませんが今のところインフルエンザについてはそんなに心配する状況ではないのですが、ただこれから冬になりますと普通に風邪を引いたりということがございます。そうしますと、この新型コロナというのが初期症状が普通の風邪とほとんど変わらないということで医療現場が非常に大変になるということが考えられます。

先ほど3番のところではホームページとか「広報たいし」等で広報されているということで、私も太子町のホームページには非常に丁寧に書かれていてこれはぜひとも町民に周知していただきたいと思うのですが、一番心配するのが、去年までがそうでしたから自分の体がだるいときとか子供の発熱があったときに病院に駆け込んでしまうということが起こり得ると思うのです。そうしますと、病院の中で院内感染が起こるというリスクが常にありますので、必ずそこは電話をして病院でもいろいろ対応はされているでしょうけれども、いきなり病院に行かないといった辺りは広報し過ぎということはないと私は思っております。

それで、既にチラシも配布されたということですが、例えばポスターを貼るとか、今ぼうじいのポスターが貼ってあったりしますけれども、そういったことは今後やっていかれる予定はございますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） そういった症状がある場合、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関におっしゃるように電話で御相談してほしいということがイの一番に来ることでございます。私どもも折に触れてそういった啓発をさせていただきたいと思っております。

ある程度医者に行くことに対してもリスクがあるのかなというような形で、皆さんもそういう意識が少しずつ出てきていただいているとも理解しておりますけれども、まずは電話で相談していただくことを町としても引き続き啓発させていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 新型コロナウイルス感染症というところがありますので、ぜひとも町民の皆様にも太子町のホームページを読んでいただきたいなと思っておりますし、どこの市町もそういった努力はされています。ただ、心配するのはそれがどれだけ浸透しているか、大分浸透しているように思うのですがやはりそういった心配がございますので、いろんな手を尽くして工夫を今後やっていただきたいと考えております。

大分新型コロナが始まってから国でも一生懸命やっていますしメディアも連日報道していますが、どうしても国の話とかメディアの話というのは遠く感じると思うのです。長いことたっていますので予防疲れというのもございますので、だんだん中だるみにならないかということは非常に心配される場所です。そういうときに一番身近な自治体である町から発信された情報というのは住民に非常に伝わりやすいものだと思いますので、その点はぜひとも御努力いただきたいと思います。

それから、冒頭町内の学校でも感染者が出たということで、今回はそれほど大ごとにはならなかったということで幸いだったとは思いますが、1年間いろいろ感染防止の対策をやってきてそういった成果が上がってきているということは非常によく分かるのですが、空気が乾燥する時期でもございますし、ここでもう一度、町内の学校園あるいは放課後の学童保育園とかそういったところで適切にそういった感染防止対策とかがなされているかどうか調査をして指導をするということをしてはいかがかと思うのですが、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 議員御指摘のとおりでありますけれども、私ども今回、町内の学校で1人発症したということ踏まえまして、臨時的校舎長会あるいは臨時の教育委員会等でも今の御意見と同じようにそういうずっと感染拡大防止の取組が言葉だけになっていないのか、単純にうのみに、検温してきたから、あるいはもう手を洗ってきたから大丈夫というのじゃなくて、改めてもう一度基礎基本というのですか感染防止対策をきちっと再確認して、そして再度みんながもう一度意識を持ちながらやり直すというようなことを校舎長会でも話しておりますし、学校園でも検温も入り口で教職員が簡易検温でありますけれどもそういうのも効果的に活用しながら再度徹底しているということで、それぞれの学校園でも行っております。

また、社会教育施設においても、今までは代表者の方が責任を持って参加者名簿に問題ないですぬということを出していたけれども、その場で責任者の方にも測っていただく、あるいは町の職員が測っていくというようなことも踏まえて、全課長会で私ども周知もさせていただいてそういう取組の強化、再徹底をしておりますので、今後とも学校現場におきましてもそういう基本に立ち返り、そして着実に積み重ねていくということをお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 もう一度ここで基本に立ち返るということは大事なことでと思います。

最後に、町で今まで全然感染者が出ていなかったのですけれども、今ここに来て感染者が出たと、今後また急増するおそれというのでも否定はできないわけですし、そういった状況になったときにどう対応するかということは非常に町民も心配するところだと思います。

何にしろ感染の拡大をとにかく抑えるという意味で、先ほど述べてきたようにこれまでの感染対策をしっかりやるということが重要なのですけれども、それが医療崩壊を防いでひいては町民の暮らしを守ることになるかと思うのですけれども、学校園の話先ほどしましたけれども、もう1つ懸念されるのが高齢者の方々が入っておられるような介護施設とかそういったところでのクラスター発生です。これは既に御存じのとおり近隣の市町でも事例が出ておりますけれども、そういった発生を抑えるための方策というのは何か考えておられますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 高齢者施設につきましては、各施設でそれぞれガイドラインに従って行動を取られていると認識しております。

また、施設から町に要請等ございましたら、町も例えばアルコール消毒の配布であったりマスクの配布であったりこれまでさせていただいておりますけれども、そういったものの提供、あるいはこの間は防護服の実際の着方であったりとかというようなそういう連携を取りながら町のお手伝いできることはさせていただいております。

ただ、全国的に見ましても高齢者施設では、日本では少ないとはいえ今になってきて多くなっているというのも事実でございます。できるだけ予防しながら高齢者の方が新型コロナウイルスに感染しないよう徹底しながら対策を取っていく、もうこれ以上のことはなかなか申せない状況ではございますので、いざというときには保健所の知恵等を借りながら感染拡大防止に努めていくという体制を取ってまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほどの学校園でも申し上げましたけれども、そういった介護施設等、高齢者の施設等に例えば調査に行き指導したりとかは町としてはされないのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 特に現場に参りまして町が指導するというようなことは、今のところやっております。施設側も第三者の入場と申しますかそういったものについても結構シビアな面もございますので、また実際の感染対策につきましてうちの町には保健師等もおりますけれども、兵庫県龍野健康福祉事務所で感染防止の仕方等につきましては指導も入っているというふうに聞いておりますので、町としてそういった施設に対して町ができることについては精いっぱい力添えさせていただきたいというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 兵庫県龍野健康福祉事務所、県とも十分に連携を取って、クラスターの発生を未然に防げるように町としてもできることを頑張っていたきたいなと、そのように思います。

先ほどの5番目の副町長の答弁の中で県との連携、兵庫県龍野健康福祉事務所との連携というのを言われておりましたけれども、例えば現場でやっておられる町内の医師会の方たちとの連携と申しますかそういった体制は取れていますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 町内の医師会の先生方については、たつの市・揖保郡医師会という形での動きをしていただいております。

それで、医師会の先生方におかれましてはPCR検査をこれまで兵庫県龍野健康福祉事務所でやっておられましたけれども、その体制が従来2班体制で今どんどん検査の数も増えてきた中で体制が2班ではなかなか回らないというようなことがあった場合は、要請を受けました医師会の先生方がそちらの検査に向く体制を医師会でつくっていただいていると聞いております。医師会の先生方も自分の診療所においてもそういったクラスター等を発生させないという緊張感がありながらの診療もしながら、このたつの・太子の地域においてもそういったコロナ対策において専門家としてできることをやっていこうという形で一丸となって今取り組んでいただいているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 その医師会、たつの市・揖保郡医師会と町とが連携するという場面というのは、何か会議をするとかはされているのですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） そういった体制をつくる中で、医師会と太子町、たつの市、それから兵庫県龍野健康福祉事務所も含めましてそういった会議、連携の場を設けるといってもその中で出てきた話でございます。そういった中での町としてできること、医師会としてできること、あるいは県として兵庫県龍野健康福祉事務所としてできること、それぞれが現状、それから今後に向けて話し合いをした中でそういった検査体制が立ち上がってきたということでございます。

今月1回ぐらい寄ってそういった新型コロナ対策について今後に向けてと、それから現状についての話し合いをさせていただいているというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 状況はどんどん変わることもございますので、ぜひここは緊密に連携を取って対処していただきたいなと思っております。

それで、県では病床数が大分逼迫してきている状態になっているかと思うのですが、もしも万が一クラスターが発生したときにちゃんとどこか病院なのかそういった宿泊施設なのかそういったところに入院できる体制というのは取れているのか、そういったことに関して県から何かお話しはございますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 特に県から体制が取れていないというような報告は受けておりません。ただ、当初兵庫県におきましては自宅療養じゃなしに必ず発生した場合には病院で治療していただくという方針を変えていないところをごさいますて、病床数を700から900に増やすというようなどころもございましたけれども、最近の状況を見ますと新聞情報ですけれどももう7割近く埋まっているということを踏まえますと、今後、場合によっては自宅療養も含めて軽症者の場合はしていただかないといけないこともあり得るのかなと個人的には思います。

ここ数日というか1週間、100名以上立て続けに感染者が増えている状況の中で、これを全て今確保している病床数ではなかなかできないのではないかと、重症者におきましては加古川医療センターでまずは確保して必ず治療していただくという方針は県では持っているようでございませけれども、軽症者の方も必ず今のところは阪神間とかどこか空いているところをお願いするという形を取っておりますけれども、このような状況で加速度的に病者数が増えていくことになればなかなか全員を、国とかほかの都道府県では軽症者については自宅療養も含めてというような話になっておりますので、そこは最終的に県が対処方針を変更されて自宅療養も含めてされるかどうかはまた現時点ではそこまでは至っておりませんが、今後状況によってはあり得るのかなという気はしているところでございませ。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 現在の陽性者数の増加のペースを見ますと、どこかの段階で病院に入れるのはかなり重症な方に限ってというような判断をせざるを得ないのかなというのは私もそのように思います。

例えば、そういったことになった場合もそうですけれども、例えば太子町でそういったクラスターが発生した場合に重症になった方をちゃんとケアできるという体制をしっかり取れるように、これはもちろん県のマターなのでしょうが、町からも町民の命を守るという観点からぜひ県にも具申していただきたいと思っております。

最後に、現場で働いていらっしゃる方です、医療機関とか、あとは教職員もそうですし太子町職員の方もそうかもしれませんが、この新型コロナというのが無症状のまま実は感染しているという状況がございませ。そうすると、不特定多数の方と接する機会の多い方というのは特に注意が必要じゃないかと思ひませけれども、そういった職員へのケアということに関してはどのように考えておられるかお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 職員につきましては、毎日の検温実施など健康管理に十分注意するように指導しております。また、発熱などの症状がある場合には、出勤を含め外出を控えるようにということも指導しております。

また、先ほども申しませましたが手洗い、消毒、マスク着用につきましては従来どおり同じではございませますが、日々に時間を決めて定期的に換気を行うこと、また昼食時などにマスクをしないで話を絶対にしないということをご指導させていただいているところでございませ。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 学校の教職員についても基本的には同じであります、喉が痛いとかちょっとした熱でだるいとかそういう場合にはもう無理して勤務するのじゃなくて、まず医師の診断を受けて、そしてそういう念のためにという部分で医者判断を仰いだり、あるいは検査を受けたりということは周知はしております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 十分なケアをお願いしたいと思います。

国もこの3週間で勝負の3週間といったような言い方をしておりますけれども、この冬、もう一度気を引き締めて全庁挙げて万全の対策を取っていただきたいと、そのように申し上げます。

それでは、次の質問に参ります。

子育て支援拠点施設整備の進捗と今後の取組について御質問いたします。

旧J A兵庫西竜田支店跡を活用し、子育て学習センター「のびすく」と児童館を統合した子育て支援拠点施設の開設が来春に迫っています。本年6月29日の時点における報告によれば、現在、県の開発審査会も終わり、子育て学習センター、児童館双方の事業内容を踏まえた調整も進んでいることと思います。全員協議会で11月27日に報告がございまして、この辺りについて委員会の中での報告は受けておりますけれども、重複になったら申し訳ございません。

現在の進捗とこれからの事業構想について、以下、質問いたします。

- (1) 子育て支援センター開設に向けた現時点での進捗状況は。
- (2) 子育て支援と児童館の機能をどのように融合させた事業を計画しているのか。
- (3) ポストコロナ社会を見越した施設・事業設計がなされているか。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 先月11月11日の福祉文教常任委員会におきましても進捗状況について御説明をさせていただいたところでございますけれども、先月11月13日に兵庫県庁におきまして開発審査会が無事終了したと聞いております。11月末をめどに正式に兵庫県から用途変更が許可される見込みであると連絡はいただいておりますけれども、今日12月に入りましてけれども正式な通知は現在いただいておりますけれども、そういった見込みであるということは兵庫県の担当者の方からお聞きしておる状況でございます。

今月12月におきましては、入札を行いまして業者を決定させていただいて、令和3年1月、工事を着工したいと思っております。3月中旬には完成、検査の予定で準備を進めさせていただいているところでございます。

2点目の現「のびすく」につきましては、厚生労働省の「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に準じまして子育て家庭の親と子供を対象に地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和したり、あるいは子供の健やかな育ちを支援することを目的に、主に概ね3歳未満の児童及び保護者を対象にこれまで事業を実施してまいりました。

今後は少子化あるいは核家族化の進行、地域社会の変化など、児童や子育てをめぐる環境が大きく変化する中におきまして、家庭や地域における子育て機能の低下、あるいは子育て中の親の孤独感あるいは不安感の増大等に対応するために、このたび18歳未満の児童・生徒、それから保護者の方を対象とした事業の拡大ということを検討しております。

具体的な事業としましては、継続事業としましては3歳児未満児を対象といたしましたリトミック教室、あるいはベビーマッサージ、あるいは食育講座、それから幼稚園、小学生を対象としました将棋教室、けん玉教室の実施を予定しております。

新規事業としましては、文化協会の陶芸サークルによる親子陶芸教室、それから姫路市自然観察の森のレンジャー経験者によります自然観察教室、総合公園の体験学習施設を利用しました日本野鳥の会会員による野鳥講座、そして心理士の先生によります相談業務、あるいは言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士、そういった方々による発達支援、講演会等を検討しながら事業を進めていきたいと調整を図っているところでございます。

施設面でのコロナの対策といたしましては、トイレの手洗い、小便器を非接触型の自動洗浄の採用をさせていただいております。また、玄関のベンチあるいは事務室、会議室の椅子等を抗菌防臭加工の製品の採用を予定して、施設面においても対策を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 子育て支援施設と児童館を一緒の形にしたということで、2つを融合させるという意味で何か新しい取組というのはされる予定はございますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 先ほど新規事業として考えている事業も申し上げさせていただいたところでございますけれども、児童館におきましても子供対象の事業、3歳未満のものもこれまでやっておられましたけれどもそれを1つに合体する、それから小学生の子供たちについても将棋教室、けん玉教室、今までの部分も継承しながらいろんな新規事業、陶芸教室、あるいは自然観察教室、あるいは体験学習施設を利用した野鳥講座、そういったメニューも用意しながら、いろんな年代の子供たちの成長の度合いに合ったもので保護者も含めまして子育てに対しての支援を行っていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 例えば、児童館のガイドラインです、国の出しているやつでは、乳幼児と、それから中高生ぐらいの世代との交流といいますか触れ合いとかそういったこともうたわれておりますので、せっかくこの機会にそれを一緒にするということがございますからそういった事業も考えておられるのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 今、具体的な事業につきましては新年度に入ってからになりますので、そういった1つ1つのメニューにつきまして現在の支援員の方々、児童館の担当者、それからのびすくの担当者と月に1回ほどこんなことができるな、あんなことができるのかな、あるいはこういったことで専門の先生方をお呼びしていろんなところの助言をいただくかなというようなことを今いろいろと検討、実施に向けて動いているところでございます。

今現在、実施に向けて動いているのが先ほど御紹介したようなメニューも出てきておりますので、それはそれとしてやらせていただくという形でございます。

それと、のびすくはのびすく、児童館は児童館でこれまでやってきた事業については引き続き新しくできます支援センターで同じように継続してやっていくという形のことで、子育て支援に寄与していきたいと考えているところでございます。

また、メニューにつきましては今後新しいメニューも上がってくるかとは思いますが、今のところは準備段階でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 このスケジュールによりますと、のびすくと児童館の事業内容の調整ということで6月から11月まで半年ぐらいかけて月に1回ずつ、現場の先生方の意向は十分に酌み取った事業の計画といいますかビジョンとかそういうのはできつつあるというふうに認識してよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 社会福祉課の担当者も含め、現場の先生方と一緒にいろいろなメニューを考えながら進めていっておりますので、そのように認識していただいて結構かと思

います。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点確認したいことがございまして、前に旧J A兵庫西竜田支店のところに現地視察に行ったときに毒物を管理している場所というのがございまして、そのように書いてあった場所がございまして、それは一体どういうものが分からなくて議員からもちゃんと対応できているのかという質問があったかと思うのですけれども、それについては今どうなっているか御説明いただけますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それは施設の中の部屋のお話ですか。中の改装につきましてはこのたび改装の工事に入りますので、そういったハード面についてはしっかりと対応させていただくという形で御理解いただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それは、私が確認したのは今倉庫みたいになっているところなのです、トイレの横の通路を行ってドアを1個挟んで倉庫みたいになっているところの一面なのですけれども、そういったところも全てきれいに改修するというそういう計画ですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 一番東側の倉庫、その倉庫自体は特に今回は改修の予定はございません。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 私が言っているのはその場所のことなのですけれども、その一面に何のものなのか分かりませんがそんなふうに書かれていましたので、子供が使うスペース、卓球台とも書かれておりますので、そのところの安全性はどうですかというそういう質問なのですけれども。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 東側の倉庫につきましては、物置あるいは卓球台等を置きながら卓球の使用も考えておるところでございすけれども、その部屋自体が毒物があるということですか。農協がどういう管理をされていたかということは私も聞いてはおらないのですけれども、そういったいわゆる体に影響があるような部屋にはならないようにしっかりと対応をさせていただくということでございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時31分）

（再開 午後2時32分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 失礼いたしました。倉庫については先ほど申しましたようにそのまま使わせていただきますけれども、それ以外については改修をします。昔、恐らく農協が農薬とかを置いておられたところというふうに理解をしておりますけれども、当然しっかりと害のないところに改修をいたしますので御安心いただければと思います。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 すみません、倉庫ではなくて今未活用と、先ほど見せたその場所ですけれどもそこについては改修するというので安全性は担保できるということですか、それで間違いないですね。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） はい、安全性については担保できるということでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 しっかりとよろしく願いいたします。

最後に、ポストコロナ社会を見越したという意味では、特に密を避けるということと換気がしっかりできるかということなのですけれども、あの建物は窓も少ないですしエアコンの機能としてはどうなのかということもございますので、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 施設面につきましては、エアコンにつきましても一度オーバーホールさせていただき予定にしておりますので特に支障があるというふうには聞いておりません。施設につきましても、ガイドラインに従いまして窓をよく開け換気をするということ、それからマスクの着用は徹底する、それから入り口でのアルコール消毒、検温を実施して、感染の疑いのある方については入場規制等を行う、あるいは密を避けるために対人の距離を確保するというような形で、部屋も分かれておりますのでそういった形で密を避けるというようなことを今のところ考えております。

人数が多くなった場合におきましては利用時間をずらして分散をしながら行っていく、部屋を分散する、それから時間割を今後事業計画を練っていく中でずらして実施していこうかというようなプログラムを考えているところでございますので、ハード面、それからソフト面でございますけれども、両方合わせてそういったガイドラインに沿った形で感染防止に努めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 当初、この話が持ち上がったときは新型コロナ感染症というのはまだそこまで問題視されていなかったことと思いますので、新たな観点からも十分な対応をお願いしたいと、そのように思います。

それでは、3点目の質問に参ります。

G I G Aスクール構想に向けた太子町としての取組についてです。

今年度の補正予算により、太子町の小・中学校でも年度中の端末配備と通信環境の整備が実施されます。それに向けた準備も大変であろうと察しますが、これらの環境整備自体は手段であって目的ではないということを考えますと、太子町の実情に合わせた活用の方法こそが今後の重要な課題であると考えます。

国のG I G Aスクール構想の中では、文言として個別最適化された学習とか遠隔授業等を活用した教育の質の向上でありますとか、ビッグデータを活用した教育プロセスの可視化、校務の効率化といった文言が躍っております。近未来的な教育像というものを掲げているのだろうと思いますが、その一方でOECDが行った生徒の学習到達度に関する2018年の調査、P I S A 2018というやつですけれども、そこに示された日本の子供たちの特にデジタル機器を使用した読解力の弱さに対する危機感があるのではないかと考えられます。

もとよりこれらは長い期間を要してやっていく課題でございますし、P D C Aサイクルを回しながらの取組になるとは思いますが、太子町教育振興基本計画の理念を実現していく中でどのように生かしていくのか、基本的な方向性を問いたいと思います。

- (1)環境整備の進捗状況はどうか。
- (2)導入後に具体的に何に取り組むのか。
- (3)今後、どのような活用を考えているか。

(4)その際に、どのような問題点があるか。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから、4点回答させていただきます。

まず、1点目の環境整備の進捗状況であります。校内LAN環境の高速大容量化に係るネットワーク工事につきましては、当初計画12月未完了ということになっておりましたが、11月末現在、全ての小・中学校において整備が完了しております。

児童・生徒1人1台の端末整備につきましては、当初来年2月末の完了を予定していましたが、現在端末の初期設定あるいはフィルタリング設定を行っております。12月の半ばには両中学校、それから一部の小学校で、遅くとも来年の1月中旬頃には全小・中学校で端末も配備できる予定で今進めております。

2点目の具体的に何に取り組むかということですが、まず教職員の研修が必要であろうと考えております。そのため、環境整備が完了した学校から順次その学校の全教職員を対象としまして配備しました端末の使用方法について業者による研修を行う予定にしております。

同時に、この10日過ぎに太子西中学校が完了します。そういう早く環境整備が完了しました中学校を会場に利用しまして、各小・中学校の情報教育の担当教員、それから各学年の代表者計36名を対象としまして①文書の作成、プレゼンソフトの利用方法、②検索サイトを活用した調べ学習、③教材提示などの一斉学習における活用方法、④プログラミング教育の基礎基本、そして最後、⑤情報モラルに関する学習などの研修を行う予定にしております。

そして、この研修会に参加した小学校単位ではそれぞれの学校7名、それから中学校ではそれぞれの学校で4名の教員が参加して、それぞれの学校で校内研修の講師となりまして伝達研修を行い、教職員の指導力の向上に努めたいと考えております。

さらに、本年度末までに希望する教職員を対象としまして、1講座40名、3講座程度、計120名ほどの枠で教科の学びを深める少し専門的な研修も一部業者を入れてしたいと考えております。

3点目の今後どのような活用ということですが、今新学習指導要領が目指す主体的、対話的で深い学びの学習ということがキーワードになっており、この視点から授業改善というのを1つ考えております。

一斉学習におきましては、これまで同時に同じ内容を学習しておりましたが、一人一人の興味、関心、あるいは教育的ニーズ、あるいは理解度に応じて個別学習が可能となります。個別学習におきましては、①様々な情報を主体的に集め、整理し、分析する、そういう調べ学習の充実。②写真や音声、動画などの多様な資料、作品を活用した表現とか制作学習の充実。③海外の子供たちとの外国語の交流、他の地域の学校との交流や相互学習などの遠隔教育の充実。④コロナ禍の中で学校と家庭をつなぐ双方向の学習の充実、あるいは今国が学校と保護者の押印、印鑑を押すことの廃止の中での見直しとか連絡手段のデジタル化なども通知が出ておりますので、そういう1人1台の端末の活用によってそういうものも有効に活用できるものと思っております。

最後に、4点目ですが、ICTのこういう機器を効果的に活用するには教職員の専門的な資質あるいは指導力の育成というのは喫緊の課題であると認識しております。

また、教育は児童・生徒の発達段階を踏まえながら計画的、組織的に行うものです。そのため、情報教育におきましても学年ごとに育成すべき基礎基本を明確にした指導プログラムを現在学校では作成しております。今回、1人1台の端末の活用を踏まえながらこの指導プログラムを

検証するとともに、小学校1年から中学校3年生までの9年間を見通した系統性のある継続した指導の充実が可能となるよう、今後ともこの見直しは必要だろうと思っております。

また一方で、小・中学校で実践をされたすばらしい取組を学校間で情報交流ができるようにする必要があります。たつの市内の小・中学校も本町と同じ機種を使用しております関係で、揖龍教育研修所と連携しながら実践交流の充実を図っていきたいと考えております。

また一方で、ハード面として学校と家庭間の双方向の学習、あるいは保護者の押印の見直しや連絡手段のデジタル化のためには専用のソフトが必要であります。そういうソフトの選択、あるいは維持管理のための経費を今後どうするかが課題になろうと思えます。

また、Wi-Fi環境が家庭に整備されていない場合、本町におきましては町でモバイルルーターを購入して貸し出す予定にしております。この通信費用の負担についても今年度はコロナの関係で国費で対応できますけれども、来年度以降、これも大きな課題になろうかと思っております。

いずれにしても、今後1人1台の端末を活用する中で様々な課題が出てくると思われます。学校現場の教職員と連携もしながら課題の解決に鋭意努力をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 環境整備の進捗は非常に順調にしているというふうに理解いたします。何よりだと思います。

導入後に何に取り組むかということに関しては、教職員の方の指導体制というのはこれは非常に大事な問題であって大変だろうと思うのですが、私が内容ということで申し上げたかったのは、じゃあこういった機器を導入して子供たちにどういった能力をそこで培ってもらおうかという、そのために何をするかそういった話をしたかったのですが、先ほど話をしましたOECDの学力調査、PISA2018はもう御存じかとは思いますが、その結果によると日本というのは学校教育でICT化が非常に遅れていると、OECDの中でも恐らく最下位。今回、日本の子供たちというのは優秀で、数学とか数学リテラシーとかそういったところは非常に、科学的リテラシーも高いのですが、読解力に低下が見られるということで、特にコンピューターの画面を使ったところから情報を取り出して答えるという問題が弱かったと。

学校ではICT化は進んでいないのですが、実は日本の子供たちというのはICT機器に触れていないかというところではなくて、OECDの調査によりますと学校で使うのは非常に少ないのですが、例えば1人でゲームで遊ぶとかネット上でいわゆるLINEとかをやるということに関しては非常にOECDの平均以上の環境を持っていて、実際子供というのは順応性が高いですので新しいものに順応する能力は非常に高いと思うのですが、問題は画面に現れた文章というのをしっかり読めないということが指摘されているわけです、読解力の低下ということになる。

これは学校で勉強として使わないがために画面というものをしっかり読めない、これは我々もあるんじゃないかというふうに実は思っております、つまり紙に印刷しないと読んだ気になれないとか、そういったところの順応性が高いですから学校の中で使用していけば次の世代の人たちはそのように成長していくのかもしれないですが、ぜひともしっかりと何を子供たちにそこで能力として培ってもらうのかということを考えていただきたいなと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 今、議員御指摘のように、この調査の結果、日本の子供たちは本当に使

っていないということで、ゲームはよく使うけれども学習や宿題やその他の検索等々に使っていないということで、まず今回入れるに当たってすぐに誰でもがどの教科でもコンピューターを使うと、使って具体的には検索をして活用して調べると、自分の興味、関心に応じてそういう情報を検索して持ってくると。

あるいは、文章を作成したりプレゼンするときにそういうまとめて共につくるとか、あるいは一人一人の学習状況に応じてデジタル化でいろんな勉強、例えば1つの例ですけれども1つのプリントをした、そしたらプリントでそれができた子は発展学習のプリントへ行くし、それからできなければ少しヒント、内容を落としたヒントのある問題に行くし、それがもしできなければ今度はその前段階、学年の復習のプリントに行けると、そういうようなソフトもあります。それを最初に入っただけで本人の自由の能力に応じて選択できるから、要は誰でも使えるというのがまず1つだろうと思います。

それから、それができ出したら、その1台を使って教科の狙いがありますので教科の狙い、学びを深める、学びの本質に迫る、あるいは議員のおっしゃった内容でいえば質を高める、そういうところで算数や国語、理科、社会等々、いろんな教科で活用できるものと思っております。

いずれにしても、議員御指摘のように読解力、あるいは慣れるということ、日常化するということ、そういうことがスタートになろうかなと思っております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それは今おっしゃられた個別最適化ということだろうと思うのですけれども、そういった未来の教育の在り方というものが来年から始まるということですので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思うのと、太子町には教育の振興基本計画というのがございまして非常にいい内容になっております。これはコンピューターというのは道具でございまして、何を教えるのか、どういった育みをするのかということが非常に大事だと思いますので、その点はぜひ活用していただいてやっていただきたいなというふうに思います。

以上、4点質問しましたけれども、これからは今の話もそうですが地方の時代だと思っております。なかなか国とか県のレベルで届かないところをいかに町政としてフォローして行って町民の生活に役立てるか、それがひいては太子町の発展につながるだろうと思いますので、そういったところを町職員も今後またより一層努力していただいて、何とかこのコロナの災害を乗り切りたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩をします。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後3時10分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 12番中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、1点目は文化財についてということであります。

太子町には、縄文、弥生時代、いにしえ、古代から近世、近代にかけての遺跡や遺物が多く残っており、太子町の歴史を知る貴重な資料となっております。現在もなお宅地開発や道路整備等々によりまして新たな遺跡が発見されることもあります。しかし、身近に存在する文化財につ

いての認識がない場合も多々あります。それは非常に残念な思いもします。

太子町の文化財めぐりの地図は大変よくできていると思いますが、残念なことに不明箇所があったり表示がなかったりなど文化財を身近に感じることでできる対策を講じるべきだと考えますが、その対策を尋ねます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 中島議員が今おっしゃいましたとおり、太子町には古代から近代にかけての文化財と呼ばれる遺跡物が多数残っております。太子町の歴史を知る貴重な存在であるとの認識を持っておるところでございます。

また、学校におきまして、児童・生徒の発達段階に応じましてふるさと意識の醸成につながるように様々な取組を進めているところでございます。

文化財には、指定また登録等をしております文化財と何も指定をしておらない文化財、この2種類があります。国、県、町の指定また登録の文化財につきましては、説明板でありますとか説明標柱の設置、それらを行いまして啓発しております。また、老朽化による更新につきましても随時進めておるところでございます。

ちなみに、来年度に新たに町指定文化財となりました阿曾地区にあります「横山家庭園」、昨年度指定をさせていただいたものでございますが、その説明標示を行う予定をしておるところでございます。

一方、遺跡等の埋蔵文化財につきましては私有地にあることが多くございます。その周知が非常に困難であると考えておりまして、調査によって遺跡が分かっている箇所、また遺跡があると考えられる箇所、それらをまとめました埋蔵文化財の分布地図を整備しているところでございます。これらは既にホームページ等でも公開をさせていただいております。

また、法隆寺領播磨国鶴荘ガイドマップ、このパンフレットを作成いたしましたり、また各小学校区の文化財めぐりマップを作成しているところでございます。

この文化財めぐりマップにおきましては、先ほど御指摘がありましたとおり地図上に表示しておらないものもございます。これらは住居など完全な私有地であるというような場合、また見学をするには危険な箇所を通るそういったもの、それらによってあえて標示しておらないものもございます。これらのものにつきましては、社会教育課で実施しております子供対象の伝統文化教室でありますとか歴史資料館で行っております歴史探検隊、また現地見学会などにおきまして随時補足説明をさせていただいているところでございます。

また、文化財でありますとか太子町の歴史を身近に感じていただけるようにということで、ぼうじ石をモチーフとしました新しいマスコットキャラクターぼうじいを作成しておることにつきましては議員の皆さんも御存じかと思いますが、このぼうじいの使用につきましても、イラスト等の使用につきましてもガイドラインを作成させていただいた上で広く公開をさせていただいた上で、今後の文化財の普及啓発に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 指定文化財、登録文化財についてはもう有名なものばかりで町を回ればあらかた発見できるということなのですけれども、気になったのが文化財めぐりマップが校區別に今発行されております、これが一番身近な誰でも町民の方やったら回れるような場所があらかた載っているのですけれども、この中で1つ気になるのはそこへ行ってもなかなか見つからないというのをたまに見かけます。

例えば、ぼうじ石でも見つかりやすいところと見つかりにくい場所があると、そこへ行くには

一旦たつの市を回ってからでないと着かない、上から見ればここにあるというのが分かるのですけれども、一番困ったのが筑紫の丘斎場の近くにあるぼうじ石、これ「桜ヶ坪勝示石」というのですけれども、これが分からない。地元の人に聞いたら、ああ、最近探検隊らしき人がその辺を回っていて探していたよということで地元の人でも分からない、そんなのあったのかという感じで私もなかなか見つけられなかったのですけれども、そういうふうにしてぼうじ石というのは太子町のおおよそ1,400年前、斑鳩荘の時代からあったと思われる石なので、太子町としてもPRすべき石やと思います。

それから、大きいところは結構どんと大きくて看板が立っていて分かりやすいのですけれども、見つけにくい場所も何か所かありますので、その辺を表示方法を考えられたらどうかなと思うのですけれども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほども若干触れたのですけれども、行きやすい場所、行きにくい場所というのが存在いたします。そこにあることは確かなのですけれども、そこへ行くには細いところを行ったりとか危険な場所を通ったりとかということもございますので、その標示をするスペースにもよるのですけれども、したところでそこに行くにも非常に困難を伴うという場合もございますので、そういったことも勘案いたしまして今後きっちりと検証させていただきませんが、特に今言われていますぼうじ石につきましてはマスコットキャラクターのぼうじいを今作成をして啓発しているということもございますので、できる限り啓発をしてまいりたいというふうに思っております。もう一度きっちりと検証させていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それと、標示の件なのですけれども、できる限りというか例えば楯岩城があります、ここは多分西国街道の要衝地で姫路市のほうから来るいろんな人たちの1つの監視みたいなそういう重要な場所であったのかなと思うのですけれども、地元の人とかよく知っている方はここから登るのやなどというのはお分かりになると思うのですけれども、よそから来た人にとってはどこから登るのやという感覚が分からない、だから上太田へ通じる道の道端に何の標示もないわけです、あそこから上がるのやなど。

楯岩城がなぜそこまで重要視せなあかんかという、西播磨のお城マップの中でも楯岩城は載っているわけです。西播磨のお城というのは歴史的に赤松の支配下にあって、後々豊臣に全部お城をやられてしまうのですけれども、その中の赤松系の一族の1つの城が楯岩城なわけで、そういう重要なところに標示がないのはいかなものかなと。

地元の人、ああ、ここやとすぐ分かるのですけれども、やっぱりよそから来る人、あと2番とも関係してくるのですけれどもよそから来る人にとってもこの城へ行ってみたいなどといったときにどこから登るのやろうなというふうな考え方も出てきますので、その辺重要な部分について、今言いましたけれどもお城、ぼうじ石、そういう太子町にとっては大事な部分についてはある程度ガイドマップなりに詳細な場所、あるいは標示等をしたほうがええのではないかなという気はしますので、その辺をまた考えて。

それから、古墳も大きな古墳が4か所、5か所とありますので、その辺太子町の歴史と文化を知る上で大事な要素になると思われるので、こういうのは地図もそうなのですけれどもそういうパンフレットの的なものがあればよそから来られた方でも行ってみようかなという気になると思うのです。

だから、私も山登りをして赤松えにしの近くの山に登ったりとかしますけれども、登りやすいです。ここへ行けばここへ出るというふうにガイドマップというのかそんなのがありますので、

太子町もその中で1つ考えてみてはどうかと考えますが、先ほどいろいろ案内の件については次長おっしゃいましたけれども、特にお城とぼうじ石、あと古墳ですか、その辺についてきっちりしたもの、案内板なりマップなり何か方策はないのかなというふうに考えますので、その辺だけどうですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今年度、特に西播磨県民局がお城に関してかなり啓発、PRを行っておられます。もちろん太子町におきましても今言われました楯岩城という1つの山城の昔からの存在が明らかになっているところをございまして、その楯岩城をどういうふうに啓発していくかということについては十分に今後考えていく必要があると思います。

楯岩城につきましては、ここ最近上太田側からのルートというのがかなり整備をされているところをございしますが、駐車場とかということになりますとまだ貧弱、また太田側、南側からの登坂ということになりますと駐車場も全くないというような状況でございまして、今後どういふふうに整備、啓発していくか、また町有地ではございませんでどういった整備が考えられるかというようなことにつきましては十分に研究する必要があると思います。

また、1つ、これは定例記者会見でも公表といたしましよかお知らせをさせていただいたところなのですが、楯岩城からいたしますと太子竜野バイパスを挟んで北側に城らしき、山城の跡らしきそういう地形が見受けられるというような、これは民間の著名な方が地形を見られて、特殊な地図を見られてここはひょっとしたらそうじゃないかという見込みの基に現地に行かれて何か人工の建造物があったようであるというような検証もされておるところでございまして、それが山城なのか何なのかということについては今後の検証を待つことになるのですが、そういったことも踏まえまして山城、山の上での建造物につきましては今後どういふふうな啓発ができるのか、どういふ手法でもって整備ができるのか、そういうようなことを十分に研究してまいりたいと思います。それは、ハード面のことも含めましてどういふことが可能であるかというようなことは研究してまいりたいと思っております。

あとの埋蔵文化財につきましても、私有地が多うございましてその啓発の手法、また整備の手法というのは限られるものと思っておりますけれども、どういふ整備、啓発が可能であるかということについては十分研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 楯岩城に関しまして若干補足説明をさせていただきます。

県で山城の関係でいろいろさせていただいておまして、楯岩城につきましても自治会の所有の土地でございすけれども、駐車場整備を県でしていただくことになっております。また、トイレ改修等につきましましては県の地域創生交付金等を利活用しながら令和3年度以降検討しているようなところがございます。

また、上太田側の県道沿いでございすけれども、こちらにはポールがあるのですが、そちらに楯岩城の登山口、入り口というような形で県の光都の土木で畳1畳ぐらいの大きさですけれども両面で北側からも南側からもこちらが楯岩城の登山入り口ですというサインです、縦型のサインですけれどもこちらを今年度中に設置するということになっておりますので、その辺り併せて次の観光とも関係あるかもしれませんけれども県と協力しながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

さっきも申し上げたのは、西播磨の山城というパンフレットの中に12個の西播磨の城があっ

て、その中の1つが楯岩城跡ということでちゃんと載っておりますので、これからもどんどんPRしていかなければいけないと思いますのでよろしくお願いします。

それとあと、私有地、民有地の中に遺跡があった場合、例えば以前仕事の関係でたつの市新宮町へ行ったことがあるのですけれども、峠を越した向こう側だったと思うのですけれども、田んぼの中に1本支柱が立ってまして、ここに和同開珎が出ましたというふうなことの説明が書いてあるのです。だから、私有地によってはそういう表現方法も当然、土地を持っておられる方に対して許可を得なければいけないと思うのですけれども、棒や立て杭が1本でもあれば、ああ、ここには以前何かがあったのやなというふうな気がします。

そのような感じで文化財、将来太子町の未来にわたっていろいろ保存して永久に伝えていかなければいけない部分でございますので、国とか県とかいろいろ指定のものもございませぬけれども、それ以外の身近な部分についても大事に伝えていかなければいけないなと思いますので、その辺だけよろしくお願ひしたいなと思います。

それに付随するということか関係する部分で、次、2番に行きます。

観光政策についてでございます。

太子町の観光産業を育成するための拠点となる施設の必要性があるのではないかと。地場産品と観光案内を兼ねた施設は他の市町でよく見かけるところではあるが、町内にはその中心となる施設がないのが寂しい気がします。

また、観光協会が商工会の附属組織のような形態を取っていますが、産業経済課直属の係としての立場を与えてもいいと思いますが、そして職員を配置して将来の太子町の観光産業の発展を期すべきだと考えますが、考えを尋ねます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私からこの質問について御答弁をさせていただきます。

観光産業の発展を見据えた施設の整備につきましては、現時点においては施設を創設し特産品を販売する拠点を整備する具体的な計画はございませんけれども、交流人口を増やす試みといたしまして斑鳩寺を中心とする各種イベント、あすかイチとか観光ツアー、カレンダー市とかおたしマルシェなど、特産品を活用したお店の美味いもんマップの作成とかこちらのネックストラップの作成とか新商品の開発等、サンショウを使用したブラマンジェとか太子みそを使用した播磨菓とかイチジクようかんなどそういうものの情報発信に努めているところでございます。

また、平成31年から2年連続で太子町を巡る歴史探訪のバスツアーを開催させていただいておりますが、今年度につきましては新型コロナウイルスの影響によりましてツアーとかイベントを開催することができておりませんが、新型コロナウイルスの収束の際には多くの方々へ太子町を訪れていただきまして太子町をもっと知っていただきたいと考えているところでございます。

また、あすかふるさとまつりの代替の企画でございますけれども、「あなたの夢叶えるお手伝いをします」ということも観光協会としっかりと連携を図って11個の夢をかなえることで進めているところでございます。この企画は、コロナ禍において斬新な企画であると新聞でも大きく取り上げられており、非常に注目を浴びているところでございます。

今申し上げたとおり、1つ1つは小さな取組ではございますけれども、現組織体制においてもいろんな方向から物事を考えて模索することで、感動と勇気と希望を与えられる、そしてより地域のつながりを深め観光を盛り上げていけるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、将来においては旧庁舎の跡地利用についてもにぎわいのあるまちづくりに寄与する事業に活用したいとも考えておりますし、交流人口の増加を勘案しまして太子町の観光事業

を再度現時点で見直す時期にもなっているのではないかと考えるところでございます。

そして、組織体制でございませけれども、観光事業の在り方を考えるに際して現行の組織体制がよいのか、独立した組織とか議員御提案の直轄なども含めまして職員とともに調査研究を今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 太子町総合計画の第5次の中で観光資源によるにぎわいづくりということで、将来的には「太子町の魅力が広く伝わるとともに、住民との協働によりイベントや体験型ツーリズム、特産品の開発など魅力ある観光資源が生まれ、多くの観光客が訪れている」というのが将来像だったのです。観光情報の発信ということで、「観光協会等の関係機関と連携しながら観光情報を把握、共有するとともに、町内外にきめ細やかに情報を発信する」というふうな観光資源の整備とかが第5次やって、今回第6次で地域資源の活用というところから観光産業へとつながっていくわけです。

私自身考えるのに、今財政的にも非常に厳しい状況下ではあると思いますが、よその市町へ行けば村おこし何とかセンターとか、よく地場産品と観光を兼ねたような施設があるのは分かります、駐車場を備えて。そこへ行けばその町のことがある程度分かると、パンフレットも備えていますし特産品等も備えている施設が太子町にないのは残念とよそへ行ったときに感じます。

そういう意味で、将来的にそういう施設が必要ではないかと考えますし、先ほど文化財について質問させていただきましたけれども、どこがするのかは難しいのですが、普通は観光協会とかその辺が中心になってするのでしょうかけれども、観光協会が独自に主催しながら観光パンフレット、先ほどありました地元の文化財の紹介とか特産品の紹介とかそういうのが結構よその市町ではあるのです。だから、その辺をもうちょっと強力にアピールできないものかなとは考えますし、あと観光協会としてももっと、今ではICTといいますかいろんなものが今発達していますのでユーチューブで太子町はこんなのですよと流すとか、あるいはバーチャルとかRPGとかそういうゲーム化したような太子町の紹介とか、先ほど楯岩城の話もありましたけれども楯岩城を登っていくそういうRPGのゲームとか、そういう現代風に何か頭脳を集めてアピールするところが観光協会かなと思う。その辺、職員の中にそういう観光担当というのはいるのですか、そもそも、聞きます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 産業経済課に商工観光係というのがございまして、その中に1名配置をしております。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 もうその方中心にしてでも課直属という形で観光協会と連携しながら太子町のにぎわいがこれから大事かなと思いますので、よろしく願いいたします。

そういう意味で、先ほどの文化財との関連でパンフレットとか書籍とかよそでは自然の資源が多い市町なんか、特に宍粟市なんか宍粟の山20選とかそういうような本も出していますし、そういう観光資源の多いところはそれなりの費用はかかりますけれども書籍なんかも結構出してはありますけれども、太子町でもその方向性で考えてはどうかかなと思うのですけれども、パンフレット、書籍等の考え方、それから映像の考え方とかその辺はどう思われますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 当町は斑鳩寺に次ぐ観光資源が少ないのが現実であろうと思います。今般、県のほうが楯岩城を1つ紹介をさせていただいて、当町としてもそこへある程度乗ったような形でPRができればなというような形は考えております。先ほど副町長も申し上げま

したが、県からお金を出していただいて、地元も一部出しておりますけれども駐車場の整備をしたりとかいろんなことを手がけて、これからも町でどうしていくのか、補助していくのかは検討しないといけないと考えております。

それと、今観光パンフレットのことを提案していただいております。今も太子町にも観光パンフレットは観光協会が発行していただいたものがございますが、それについては紙ベースのある程度私自身はまずまずのものかなとは思いますが、他市町と比べますとまだ豪華ではありませんし、今後いろんな、今おっしゃられたもっとPRできるような、もっと若者に見られるような、スマホからも見れるような形の多種多様なPR方法も考えながら観光資源、交流人口が深まることを前提に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 その辺、よろしく願いいたします。

では、3点目、高齢者の移動手段確保について質疑を行います。

太子町では、高齢者及び障害者のためにやすらぎタクシー制度がありまして、利用する人にとっては大変好評と聞いております。しかし、高齢者だけでなく同居家族がいる場合には適用されないシステムになっており、不満の声をよく聞きます。今まで利用できたのに、最近息子夫婦と同居することになったので利用できなくなりやむを得ず返納する状況になったと、これは85歳のおばあちゃん、高齢者から相談を受けました。

当然、そういう決まりですから返さないといけない状況になるのですけれども、やすらぎタクシー運賃助成事業実施要綱第2条第2項に該当しなくなったので、民生委員から指摘を受け、タクシー券を返納したという話であります。しかし、日中は共働きのため高齢者1人でありまして、今までどおりの外出をすることができなくなりましたという話です。

ある一定の年齢以上の人に対しては実施要綱から除外してもよいのではないかと考えますが、当局の考え方を尋ねます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） やすらぎタクシーの目的につきましては、交通機関等の利用が特に困難で車等の交通手段を持たない高齢者の方、あるいは重度障害者の世帯に対しまして日常生活における交通手段を確保することに要する経費の一部を助成するというところでございます。

高齢者世帯につきましては、年間を通じて徒歩以外の移動が困難で日常的にサポートできる家族がいない世帯に限定して今運用をさせていただいておりますけれども、この限定枠を同居家族まで拡大するとなりますと、高齢者と同居する家族の状況をなかなか把握できないという状況でございますので、該当する、該当しないの線引きをするということが非常に困難となってまいります。そうなりますと、全ての同居世帯を対象とせざるを得ないということになりますと、最初に申しあげました当初の目的から若干離れていくことになるのかと思うところでございます。

また、財政的な観点から考えましても非常に難しい問題であると考えております。

現在、70歳以上の方のいる世帯を対象としますと約4,870世帯の方がおられるということでございますので、それらの世帯の方を対象としますと、予算額で申しますと約7,300万円が必要となると試算しております。

この年齢枠を75歳以上のいる方の世帯を対象とするようになりますと、現在約3,350世帯の方がおられると分析しておりますので、金額にしますと約5,000万円の予算、80歳以上の方がいらっしゃる世帯を対象とさせていただくと、現在約2,020世帯の方がおられるので予算的には約

3,000万円、85歳以上の方の世帯を対象とさせていただきますと、現在約1,030世帯の方が太子町内におられるので予算的には1,550万円が必要となると試算をさせていただきます。

これまでもこの問題につきましてはいろいろと不平であるとか不満であるとかというような形でお声をいただいております。日中独居となる世帯の方がたくさんいらっしゃるということについては承知をしておるところでございます、なかなか線引きが難しいというのと財政的にも非常に現在の状況からすると10倍ほどの費用がかかるということでございます。そういったところで、同居の世帯の方が車をお持ちであるといった方にはこの制度は御遠慮願っているというのが現状でございます。

現時点では、財政的な面も含めまして現状を維持しながら70%前後、毎年利用率でございますけれども、利用率の拡大に努めながら対象となる方の年齢、あるいは所得制限、今は所得等の制限等は設けておらな状況でございますけれども、そういった形でもととの事業目的に沿う形で何かいい方法はないかという思いもございますので、引き続き研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 本日は非常に細かいところまで、年齢を5歳刻みでしていただきましてありがとうございます。

年齢制限を上げるということで、例えば太子町とよく似た町で見ますと多可町では福祉タクシー券交付ということで、予算とかそういう細かいところまで分からないのですが、対象者は、まず75歳以上の高齢者です、ほぼ運転免許を返されるような年代だろうと思います。2番目として、障害のある人として、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、B(1)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人ということになっています。3番として、介護保険法による要介護認定を受けている人、それからあとは運転経歴証明書の所持者、これは別として、これが多可町の制度です。

それから、湾岸部で稲美町ではこれは2段階になっていまして、65歳以上75歳未満の人は町民税非課税の人とかそういう条件がつくわけです。75歳以上の人についてはバス、タクシーを利用する人で後期高齢者医療保険自己負担割合が1割の人とかそういうふうな、これも所得の関係でそうなるのでしょうけれども、そういうふうにはこれは同居とかそういうのは一切関係ないという状況で条件をつけられて、ほかでも条件をつけずに大盤振る舞いで姫路市のようにやっておられるところがありますけれども、似たような市町ではこういうような感じで主に後期高齢者を中心とかという感じで今取り組んでおられるところもあるわけです。

だから、生活福祉部長の言われることも分かるのです、ところが高齢者の側に立ってみると不便なわけです。例えば、さっき話をしました85歳の人、今まではお友達と会うときに大体は町の中心で会うわけです、1メートル500円ほどですから片道150円で往復でも300円で済んだわけです。相手方の人も500円、免除されていますから往復300円で済んだわけです。ところが、今度はこれが外されてしまったために、私のほうは往復1,300円かかっちゃいますと、相手の方は300円で済んではると、これ何とかならへんのかという感じです。

だから、そういう意味で特にこの方は85歳で今まで独り住まいで年金生活でという感じの方だったものでそういう話があるのですけれども、今後はどんどん高齢化社会、また免許返納をされる人も増えていくと思います、そういう意味で先ほど金額的にはそこそこかかるのは現実的には分かるのですけれども、将来的に後期高齢者、だんだんお年寄りも体はある程度弱っていきますけれども長生きをされる方も増えてくると思われますので、その辺の移手段をいかに確保するか、そういうことが大切に思われると考えるので、町民の高齢者の声をぜひ聞いていただきたい

いと思いますので、最後に町民の方に対して何か一言ありますか、高齢者に対して。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 先ほども申し上げさせていただきましたけれども、この事業目的に沿いながらいろいろと県内の他の市の状況等も私どもも研究させていただきながら、何が一番よいのかと実際考えております。年間でいいますと最大でも1万5,000円の500円券でございます、月にしますと1,250円、それがどの程度なのかということももちろんございます、先ほど所得制限の話もございました、年齢刻みの問題もございます、それから今回の85歳の方の例を申し上げますと、そういった今度町として制度を見直しするときにはまた同じように今まで当たっていたのに、当たらなくなるというような不利益や利益が新たにある人やまたそういうこともございますので、総合的に勘案しながら事業目的がより多くの方の目的に沿うような形にできるような事業構成になるように研究をさせていただきたい、他市町の例も参考にしながら引き続き考えていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

（中島貞次議員「以上で終わります。ありがとうございます」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時55分）

（再開 午後3時56分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開いたします。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7番自由民主党上山隆弘、通告に従いまして一般質問を行います。

このたびは新型コロナウイルスの影響もありまして、議員各位にはこのたびの質問を差し控えられるなど協力の中で貴重な時間から質問をさせていただきますことにまずは感謝申し上げます。貴重な時間ですので、どうか有意義な一般質問になるよう、当局もぜひともよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず1番、町政について町長の考えを確認させていただきます。

町長選挙から数か月、間もなく半年が経過しようとしております。町のために様々な方面に対して尽力されていることに敬意を表します。選挙の結果を我々選挙をする人間は尊重し、選ばれる者として結果をしっかりと受け止め、町政の発展に努めることは当然の役目であります。

改選を1つの節目として、いま一度諸課題の解決に向けた施策に対する考え方や、また取組意思を町長に確認させていただきたい。

今、地方自治体は新型コロナウイルスの影響も含めた課題が多く、取り組むべき姿勢、そういったものの方向を示すこと、つまりは住民に対しての発信が欠かせない状況がございます。議員に対しても問合せが多くあることを踏まえ、丁寧な答弁を求めます。

その中の(1)、まずは選挙を通して町民の声から取り組むべき課題をどう考えるのか。

①選挙結果について、どう捉えているのか。

②選挙から見いだした課題があるとするならば、今後の取組についての考えを確認します。

③町民が今まさに不安に感じるコロナ対応についての考えを問います。

(2) 1期目より2期目、町長も強い思いを持ちながら町のために思いを高く持っておられると考えます。その中で、①人事については町長の大きな大きな権限でございます。早期退職する話題が時折出てまいります、数に関わらず早期退職がある実態に対しては町のトップとしての意識とその人事管理の取組について、2期目を務めるに当たりどのように考えておられるのか説明

を求めます。

②行政は専門的な知識を持った専門職がこれからは欠かせなくなっていくことはもう何度か私も発言してまいりましたが言うまでもありません。県や国と権限とのほぎまでの問題は確かにあります、自立した行政へと導くために専門職員の確保は必要と考えます。今後の人材獲得の対応と、求められる人事体制をどのようにお考えか説明を求めます。

③町民の方の声から、庁舎の跡地について借用の要請があったという話を聞きました。判断についてどのようにされたのか説明を求めます。また、町有土地の活用全般の計画についても説明をお願いします。

④今後の広域行政についての課題と考へについて説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、(1)①選挙結果についてどう捉えているかについてですが、今年7月に行われました太子町長選挙におきまして2期目の町政を担わせていただくこととなりました。町民の皆様の信託の重さを考えますと、身の引き締まる思いがいたしております。私としては、町民の皆様の御期待に沿えるよう一層精進し、住民福祉の向上に努めてまいり所存であります。

②選挙から見いだした課題と今後の取組についてですが、選挙自体から見いだした課題というより町民の皆様にとっての課題や思いを町が解決していくということを私は常に考えております。そんな中、新型コロナウイルス感染症への対策が今の課題だと思っております。事態の収束が見通せない中、多くの町民の皆様が不安を抱えておられます。感染そのものに対する不安もそうですし、今後の町内経済や事業の行く末に対する不安だと思います。

町としましては、今定例会に第6号の一般会計補正予算案を提案いたしました。本予算案では、町内事業者を対象とした商品券事業など、新型コロナ対策となる新たな事業を計上いたしております。本予算をはじめ感染予防、経済対策の各種事業に着実に取り組んでまいります。

③町民が不安に思うコロナ対応についてということですが、ウイルスという目に見えないものに対して、また全国的に感染者が急増し収束が見いだせない状況の中、多くの町民の皆さんが不安に思われていることと存じます。流行の長期化に伴いウイズコロナという言葉があちこちで聞かれるようになりました。コロナウイルスをすぐに排除することが現実的でない中、新しい生活様式を身につけ、コロナウイルスと共存しながら感染を防いでいくという考え方です。

私は、このウイズコロナが今後の新型コロナウイルス対応で大事な視点ではないかと考えております。新型コロナウイルスが身の回りであることを前提とするからこそ、身体的距離の確保やマスクの着用など新たな生活様式の一層の徹底が求められます。

また、新型コロナウイルスが身の回りに存在する以上、幾ら感染予防策を講じていたとしてもウイルスに感染してしまうことは誰にとっても可能性があることです。だからこそ、感染された方に対して差別や偏見、攻撃など人権に反する行動を取ることなく、一刻も早い回復を祈り、励ましたりわり合う人権文化を醸成しなくてはならないと考えております。

町としましては、感染予防のために必要な情報を引き続き発信していくとともに、お互いの人権を尊重し合えるようなまちづくりに向けて周知、広報を行ってまいります。

ウイズコロナ時代の中、町民の皆様の不安が解消され生き生きと生活できる太子町となるよう、感染予防、経済対策など各種施策に鋭意取り組んでまいります。

(2)2期目での取組についての①ですが、早期離職する者があることに対して、トップとしての意識と人事管理についてということに対してですが、この数年、早期退職者数の増加は顕著でございます。私どもが確認いたしましたところ、退職理由としまして親の介護や個人の体調のこ

と、あるいは新しいことにチャレンジしたいなどございます。できるだけ長く、可能ならば定年までお勤めいただきおのの能力を発揮していただくとともに、長年培ってこられた経験を後輩に伝承していただきたいと考えているところでございます。引き続き、長くお勤めいただけるよう努めてまいりたいと思います。

②専門職員の確保と人事体制についてですが、住民の皆様が健やかに暮らしていける社会づくりを行うための保健師、インフラ整備や老朽化した建物の更新などを担う技術職など専門的な知識や経験を有する人材の確保についてはこれまでも取り組んできたところです。これまでもその人材を確保するため事業見直しを行い、必要な職種、人数を考慮しながら採用を行ってきました。しかしながら、専門職の確保につきましては全国的に苦慮している実情にあります。インターンシップの活用や関係学部を有する大学などへ出向いて、採用についての周知活動を行うことなどを考えております。

引き続き、求められる人事体制を確立するため、本人のスキルなどを考慮した適材適所への配置を行い、働きやすい環境づくりを構築するものでございます。

③庁舎の跡地利用についてですが、本庁が所有する行政財産の使用については数件の問合せがございます。太子町行政財産使用料条例において「行政財産を用途または目的を妨げない限度において使用を許可する」としております。

しかしながら、現在旧役場庁舎の跡地につきましては有効な利活用方法を検討しているところであり、長期間あるいは形状変更を伴うような場合においては町の計画に支障を来すことも考えられることから、現段階でそのような理由においては貸付けを行わないとしているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、(2)④今後の広域行政の課題と考え方について答弁させていただきます。

交通網の整備や情報通信手段の発達により、住民の活動範囲が行政区域を越えて広域化する中、効率的な交通網の検討、公共施設の一体的整備や相互利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。

また、総務省の自治体戦略2040構想研究会におきましても、新たな自治体行政の基本的考え方としまして地方圏の圏域マネジメント、行政のフルセット主義からの脱却が提言されており、今後の自治体行政における広域行政の果たす役割はますます大きくなっていくものと考えております。

本町では、ごみ処理や消防事務など特定の事務をほかの自治体と共同処理するため、西はりま消防組合、揖龍保健衛生施設事務組合などに加入しております。また、広域的な行政課題についてほかの自治体と共同して調査研究、課題解決を図っていくため、播磨広域連携協議会や播磨地方拠点都市推進協議会などの任意協議会にも加入しています。

人口減少が到来する中、効率的かつ良質な行政サービスを提供するためには、ほかの自治体との事務の共同処理は今後も有効な選択肢となるでしょうし、少子・高齢化への対応、公共交通網の維持、確保、地域経済の振興など広域的な課題に対してほかの自治体との連携が欠かせません。

今後におきましても、他市町と協議検討、調査研究を重ねつつ、本町にとってのメリットも十分勘案しながら広域行政に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7月の選挙を終えられて身が引き締まる思いということで、ますます町民の福

社の向上にはその思いで取り組んでいただきたいというふうに考えます。

その選挙自体より町民の課題や思いを解決すればいい、イコール同じことだと思うのですが、その課題は選挙をするといろんな方から声を耳にするとと思うのですが、選挙を通して町長は何か気づかれたことはございませんか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどお答えしたとおりでございます。私自身は、この議員が御指摘をされているのは選挙を通して課題をどうこうというふうに書かれていますけれども、選挙を通してというよりも私自身は常に町民様がどういうふうに思っておられるかということを考えているというスタンスでありますので、選挙のときは5日間しかありませんし、それから角に立って町民の皆様が御挨拶をしたりとか車に乗って回らせていただいたりとかということでございますので、選挙を通してというのではなく、日頃意見を住民からも聞いているし、私は選挙が終わってからも住民からは意見を聞いておりますので、選挙自体でということではなくということやってきましたし、やっています。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういう意味でいうと、町民の課題、思いということ、聞き方を変えますと選挙を介さずとも行政のトップとして努めておられるわけですから町民の課題や思いというのはどうあるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 町民の思い、課題は、私自身が最初の町長選挙に出させていただきましたときに、町民の皆様から、これ1年とかでなくてずっと議員をやらせていただいているときに聞いてきたものと考えて、もちろん全部書けているわけじゃありませんが住民の皆様が訴えをしてこういうことをしたいということで町長選挙を戦わせていただきました。

また、今回の町長選挙におきましては、私自身が内部に入って行政の様々なことも見させていただく中で職員とともに仕事を常にさせていただいているわけでございますので、私たちという役場が抱えている問題、これが住民にとって必要だと思う課題を私の20のお約束に書かせていただいたところです。

しかし、あの20の約束には全部を私自身書いたわけではなく、書かなくても過去からやってきていることとかそういったことについてはあれをまとめたときには書いていません。それから、切りがいいように20にさせていただいたのでありまして、あれだけが全ての課題だとは思っておりません。様々な課題を1つ1つ解決していくのが私の務めだと思っております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 改めてその20の約束の達成に向けて、日々これからも力を尽くしていただきたいというふうには思います。

選挙をする訴えもされてこられたわけですから、私たちも選挙をする人間ですので当然全ての人間が支援者ではありません。手厳しいお言葉をいただくこともありますし、私のような者などはどこに行っても叱られます。そういった意味では皆さん全てが応援をするわけではなかったのも事実だと思います。応援をしてくれる人、また反対の立場の人もあるというふうには思います。

そういった意味から、選挙結果を分析するに当たってしっかりとした好成績で町長は票を得られましたが、残念ながら町の総投票数というのは50%に満たなかった状況がある、そういったことを考えると私が聞きたかったことはその選挙結果からどのようなことを感じ取られるかなという部分を町長としてどのように解釈されているか確認をしたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） そのパーセントについては、私はじゃあ55%だったらよかったのかとか、じゃあ45%だったら駄目だったのかとかそういうことまで考えておりませんというか考える余裕もなく町長選挙に入る前も町長としての仕事をし、選挙中も実際は役場に来て決裁に印鑑を押したりしていましたが、選挙が終わった後もすぐに仕事をさせていただいておりますので、そのパーセントについて分析をしたことはございません。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほどの選挙の投票率につきましてですけれども、前回の選挙は61%、その前の選挙が49.19%でございました。今回、選挙の投票率等投票結果を分析しますと、期日前投票が前回の60%と同数字くらいの数、4,435人が期日前で投票されているような現状がございます。それは特に今のコロナ禍の中での選挙だったということで、期日前にできるだけ密にならないようにということで投票されたことが要因だったと考えております。

太子町としましても、マスクの着用、手指消毒、アクリル板等について飛沫の防止、鉛筆等を持参していただく等いろいろと対策をしましたが、それにおきましても新型コロナを心配された部分もあったのかなと分析しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 選挙の投票率というのは確かに候補者によっても違いますし、その都度その場面によって投票率が変わってくることもあるかと思えます。ただ、前回と同じ、前の町長も立候補されているような中でまた同じような、また新たな人も出てくるような中で訴えをしていく、でもその中で2人の票を足しても現町長のほうが票は多かったわけです、それはしっかりと認められたのだろうなというふうに私は理解しております。

ただ、行政対応という意味と政治判断という意味では以前の1期目のときから私も手厳しい質問をさせていただくこともありましたが、2期目においては政治判断というものも町長には期待をしていきたいなというふうに思っております。大きな票を取られたというのは、町が行政対応として正しい道を歩んできた結果が選挙結果に出ているのかなというふうにも思っておりますので、今後の取組に政治判断が行われることを1の質問としては期待をしたいところとしてまとめさせていただきます。

そして、2期目の取組についてですが、人事については町長の権限であるという部分でございます。確かに様々な理由で個人の体調であったり新しいことにチャレンジする、そういった事情もあるかとは思いますが。ただ、町でお会いする中で辞められた方の中には決してそういう答えでない方もるように思います。

先ほど町長もおっしゃったように経験を傳承していくということは、その立場の方々が抜かれるというのは町にとっては人を失うという非常に大きなことでもあるし、後輩の育成にとっては非常に残念な答えではないかというふうに考えます。その辺りをどう町長として対応していくのがいいのかなというところをもう少し具体的にお聞きしたいのですが。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、私自身は質問をしたらいけないというふうにこの場はなっているのですが、上山議員が言われる言葉の意味が抽象的で分からないことが私にはありますので、もう少し具体的に言っていただければありがたいと思います。それで、何を日本語として言われているのか本当に理解できないときが私にはありまして、具体的に言っていただきたいと思えます。

それで、先ほどお答えをしたとおりでございまして、いろんな状況の中で辞められる方がおられます。こういうことをじゃあ町の中で聞いたこともあるとか言われても、それも抽象的でどう

いうふうにおっしゃっているか分からないのです。ですから、答えるのが非常に難しいということです、言われていることの言葉があまりにも抽象的であるので。

ということで、今後もこれまでも職員に精いっぱい、私だけでなくそれぞれの部署に責任者がおりまして責任者がいろいろと目を配ってくれました、今後もそのように頑張っただけでまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 では、先ほどの答弁から少し聞き方を変えますと、長く勤めていただけるように頑張りたいというようなことでしたが、長く勤めてもらえるにはどうすればよいとお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 職員が長く勤める上では、職員の自主性、自立性をまず向上させるということも必要ですけれども、まずは職員の中でコミュニケーションが十分取れるということが一番大切なことかなというふうに思います。そういう意味で、職場内の環境がスムーズにできるような環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 辞められた方がどういう言葉をおっしゃっていたのかということになりますと、それはこういう場所であまり発言はしたくはないですけれども、はっきり言うと町長と一緒に仕事をしたくないというような言葉まで発せられる方もありました。

辞められた方なのでそれは仕方がない、答えを出されたわけですから、そういう言葉は後になっても聞きたくないなと思いますのでそれ以上は申し上げませんが、我々選挙をする以上、最初の質問とつながるところがありますが全てが支援者ではないと思います。職員の中にも町長に頑張っただけでいいなと思っている職員もあれば、いや、町長気に入らんなどと思っている人もそれはあるんじゃないかと思います。けれども、それらに対して心を配って、それこそ今総務部長がおっしゃったコミュニケーションの図り方というのは自分に投票してくれる者を獲得していくような取組、考え方をもちながら行政運営も気を遣うところを一面お持ちになればもう少しスムーズな運営がなされるのではないかなというふうに考えますので、もう答弁は求めませんので今後に期待をさせていただきたいと思います。

また、それと関係する行政の専門職の件ですが、努力をされている、また努めようとされている姿勢というのは過去からも見えておりますし、予算委員会でしたか、八幡前経済建設部長にお聞きする中で専門職がもっと必要じゃないかと、委託ばかりするような状況ではなくて町独自で行政運営を、権限を獲得していけるぐらい自立していこうと思えば様々な専門知識が必要になってくる部分もあるんじゃないかという部分でも部長もいろいろ努力をされたように伺いました。

そういった意味で努力はされているとは思いますが、やはりもう少しレベルを求められてしまう状況にあるのかなというふうに考えますが、その辺り、町長じゃなくても担当部長でも構いませんがどう感じておられますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 行政の仕事につきましても、ある程度専門的な知識が必要な部分というのがかなり出てきております。そういう中で、その専門的な知識のある方という者を、保健師、社会福祉士、土木職、医事職等につきましてもそうですけれども、そのような方に町としてもできるだけ業務に就いていただけるようなことも考えておりますが、なかなかその方々のニーズというのはかなり多く、太子町を選んでいただけていないという現状がございます。

太子町自身に今インターンシップの活用等で太子町に経験的に勤めていただく、体験していた

だくということで来ていただくケースも今実施しておるところでございます。そういう中で、太子町を選んでいただけるような魅力ある太子町になるべきことだというように考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういった目標も含めて、ほかにもいろんな市町ありますし県の職員の方もおられますし、OBの方を活用して知識をいただくということも1つの方法ではないかと思しますので、参考にしていただきたいなとも考えます。

庁舎の跡地については、実際私の知り合いの関係者の方がどうも問合せをして借りたいというような話もあったみたいですが、実際そういう場合というのは町の中では会議はしないのでしょうか、するのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 庁舎跡地の利用につきましては、お話をいただきました後、資料作成、担当が総務課になるのですけれども総務課で実際に貸すことが可能かどうかということで調査させていただきました。その上で庁議にかけさせていただきます、その中で実際に貸すことが行政の業務に影響がないかということと協議しまして、今回の件につきましては貸すことができないという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 中で会議を取られてしっかりとした方向性を議論した上での答えであれば特に申し上げることはないのですが、ただこの場合、今回でも借りたいという方は大体どれぐらいの利益が出るような金額を提示されていたのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 向こうからの提示ではなくて、町で土地の平米評価額の何%かというようなことで計算をする、町の条例に基づいて算出するものでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 公共施設がある場所、あるいはまた土地を持っている場所もほかにもあると思えますけれども、その辺り有効な使い方というのは今どのような答えとして見いだしているのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、町が所有している財産につきましては数か所ございます。ただ、そこにつきまして貸してくださいというようなお話が出てきた場合には町はその都度検討をさせていただいているところでございます。

ただ、他団体につきましてはここを借りられないですかというようなことをホームページに掲載されているところもありますので、そういう面につきましては今後検討をしていきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その検討の在り方を、財政が厳しい厳しいと言うだけではなくて、少しでもその方法、あるいは担保を考えて検討していくことも必要ではないかと思えますし、そうすることでまた新たな方法が見いだせるかもしれない、町だって土地を借りているわけですから少しでもその辺り、もう少しいろんな意味で意識を持たれてはどうかと思えますし、姫路市なんかでも大きな、どことは言いませんけれども不動産メーカーと連携を図りながらそういった土地の活用について検討を図るような場面も持っております。内部だけで揉んでいて答えが出るのであればそれでいいのですが、やはり民間からの力をそういうときこそ借りるということも必要ではないかなというふうに思えますので、今後の検討の参考にしていただきたいというふうに思いま

す。

それから、広域行政についてですが、今日ちょうど関西広域連合が10年を迎えたということで、それ以前から太子はごみあるいは火葬場、それから消防、夜間救急急病センターなどをやっておるわけですが、広域で取り組む視点というのは先ほど説明いただいたとおり利点があるわけではありますが、そこには町としての主張が必ず必要になってくると思います。

先般の一部事務組合での質問に対しまして副管理者としての意見はどうですかという質問をさせていただきましたが、たつの市長が管理者としてお答えをいただいたところではございますが、その中でもこの太子町の考えは太子町でしっかりと意見を交換し議論をして持ってきてくれたらそれでいいのだというような答弁をいただきました。町長としても解釈はそのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、質問から離れて個々に書いていないことがあるのですが、それについてお答えしますが、あまり離れたことについてはお答えしませんが、まずあのとき私の記憶ではまず管理者の前に事務局が答えられたのではないかと思うのですが間違っていたらごめんなさい、記憶があまり正確でなかったら。その後、管理者が答えられて、私が別に無理やりあそこで答えなかったわけではございません。管理者が答えられて、もしもその後回ってくるのは、だから私はどういうふうに回るかというのは揖龍保健衛生施設事務組合の答弁のことは前もって事務局と話をしていましたので、町長のところまでは回ってこないの違いますかということは聞いていましたが。

まず、私が質問できないので困るのですけれども、それであれば上山議員が前もって話をしに来ればいいじゃないですか。そういうことなく、いきなりそういうやり方をああいう場でさせていて、私が例えば意図的ではなかったけれども考えを答えないとか、あるいはここでそういう広域行政の在り方と聞いておきながらそういうことをいきなり聞くというそういうやり方自体を私はどうかと思っています。

議会、太子町の考えというのは太子町議会の考えを以前も太子町議会が、そのとき上山議員が町会議員であられたか既にお辞めになって県会議員か町長選挙に出られたかその辺は正確には覚えておりませんのでおられたかどうか分かりませんが、当時、太子町議会として揖龍保健衛生施設事務組合に出した太子町議会、議会側の考えというのがございましたので何らそれと矛盾することはしておりませんし、上山議員が話し合っているとか自分の意見だけを言っておられるように私には聞こえますけれども、揖龍保健衛生施設事務組合にはほかの議員も行かれていますし、また太子町議会にはほかの議員もおられるので、上山議員がどういう趣旨で御自分の考えがあつてそれに合わないから言われているのかどうか分かりませんが、質問をされている在り方、趣旨といいますかそのやり方については私は理解をいたしかねるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 質問はこれは一応町長に提出をさせていただいています、町長のお考えをお伺いしたいという項目の中に入れておるのですけれども、町長の広域行政に対する課題の考え方について説明を求めたいところではございました。

一般的な考え方というのは私だってよく分かっております、それにその質問に対して別にイレギュラーな質問を私はしているとは思っておりません、対外的に向き合うときには町長はその町の代表でありますのでそれなりのお考えを持って、あるいは議会との対応を持った上で対応していくことが必要ですが、中身について私、あの場面でも何か私が言いたいことがないかというような言われ方をされましたけれども、町が考える形を実行しようとした場合にここで発言したら

いいのか揖龍保健衛生施設事務組合の場で発言したらいいのかどっちが本当に正しいのですかということをお前は確認しました。事務局が答えられましたが、その後に管理者はどうお考えなのですかということをお前が振らせていただいたときにたつの市長にお答えいただきました。太子町としてはどうなのですかという質問をしたときに、山本たつの市長が太子町長に確認をして代わりに答弁をされたような場面でした。

何も1つの事業であつたり内容について確立するために質問をしたものではなくて、広域行政に太子町としての立場で取り組んでいくときにどのような姿勢でそれぞれの市、それぞれの町のトップはお考えなのかということをお前が確認させていただいた次第でございました。今回の中での質問について意見のずれる部分については仕方がないと、解釈がと思いますが、そういう意味でお前は特に自分の主張をしようと思って質問をしておるのではなくて、太子町が取り組んでいこうとする姿勢を確認する前段の質問をさせていただいた次第でございました。

引き続き、広域行政についてはメリットもありますし課題も出てこようかと思ひます。そういった部分を考えますと、後に残しておいたのですけれども新型コロナの対応について考えを問うの部分に戻りますが、今たつの市で数だけを追っていてもそれはまた違う話になってきますけれども、大体兵庫県龍野健康福祉事務所管内、何名のコロナ感染者が出ていますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、太子町内で何人という形については、兵庫県龍野健康福祉事務所からこちらに全ての数をいただいておりますので把握していません。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 よく聞いてください、たつの市・太子町のある兵庫県龍野健康福祉事務所管内で新聞にも出ている数字です、何名の方が感染として新聞に出ていますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 兵庫県龍野健康福祉事務所管内、宍粟市、佐用町も入っておりますので2市2町でございます。134人、もしくは昨日から若干増えてプラス4というような数字が分かっていますのでその人数と掌握しております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 何を確認したかということ、今日の新聞では147名です、つまりは新型コロナに対する取組は先ほど説明がありましたが行政対応は新型コロナはどんどん進めていかれる、それは当然のことです、政治判断を持って意識を持つ人間がどんな状況にあるか、今たつの市・太子町、この兵庫県龍野健康福祉事務所管内というのは非常に多くの方が発生している現状にあるわけです。意識をトップが、政治判断できる人間が持っているのかどうかという部分でいうと、先ほどのような答弁では少し残念な気持ちになります。もう少し、出原議員の質問にもありましたが新型コロナが今どのような状況で動いておるのか、ウイルスの中身だけではなくそういった、一般的な知識だけではなく、昼間もそこの高齢の方々が食事をされていましたが、横に座ると新型コロナのワクチンの話をしていました、一般に外で話を聞いても新型コロナの話題が出ない日はないのですけれども、出原議員の質問にもあったようにテレビの情報やいろんな情報の中で本当にどう向き合えばいいのかということが緩くなっているのじゃないかということも感じざるを得ないところもあります。

確かにおとといの自治会で回ってきた回覧では、手洗いであつたり連絡をしてくださいねというようなチラシも入っていましたので、意識を持っておればそうなのですが、コロナの大きな情報の渦に町が発信する情報が埋もれてしまっていることあるかと思ひます。日頃の動きの中から町長自身も発信をして、コロナにはもっと意識を持っていただきたいというふうにお考えま

す。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、私が意識を持っていないかのような言い方はやめてください。そして、私自身は今日の時点の正確な数字を私今日確認していなかったもので、私は県もホームページがございますのでそこを開いたり、また今日実際の新聞も見たのですけれどもその部分でないほかの部分は見えてまして、毎回毎回この瞬間の人数を私が正確に120幾らとか、その後も増えているから130幾らかとは思っていましたが今140幾つかということでしたが、その数字を例えば正確に、あなたは知らないでしょう、そしたら新型コロナの、言葉は巻かれたか飲み込まれたかそういうような表現になっているわけですけれども、私自身もコロナに対して厳しく対応すべく役場内部でも申しておりますし、それは職員がよく知っていることでございます。

私自身個人も私自身がかかればいろんなところで迷惑をかけることになりますので、常にそのことに気を遣って職務をしているところがございますので、その点は御理解をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ありがとうございます。

別に正確な数字を求めたわけではなかったのです。議員の一般質問の中には前段の質問の中にも新型コロナのことが含まれているわけですが、具体的な数字を聞きたいというのではなくて、大体でもいいのです、ざっくり分かっていたらそれは前後しますでそんな数字が必要じゃなくて、意識として新型コロナのことを聞かれているのであれば自分も聞かれるかなとか、日頃の生活の中で私はこういうふうに取り組むのですということを質問の中でもし答えられておられるのであれば私はそれ以上聞くことはなかったとは思っています。

それに、何も意識を持っていないなんて言うっていません、意識がなかったら行政対応ももっともっと滞っていることでしょうかからそのようなことは思っていませんが、これに関して……。

○議長（藤澤元之介） 今、質問中ですのでお待ちください。

○上山隆弘議員 意識を持っていないとは思っていませんので、引き続きそういったこれからは町長自身も積極的に議会に向き合う姿勢を持って取り組んでいただけたらと思いますので、答弁はもう結構ですので大丈夫です。

もう時間がどんどん過ぎますので、2番に移りたいと思います。

太子町の農政について問います。

太子町における農業従事者については認定農業者も少なく、今後の農業就業人口の減少や現役人口の高齢化による後継者不足等の課題がある。取組等について質問する。

(1) 圃場整備についての考えを問う。

①現状の圃場整備の取組についての説明を求める。

②都市計画と圃場整備の考え方について、まちづくりの視点や太子町都市計画マスタープランを含めた町の未来像に対する取組を確認し、問う。また、人事体制に工夫は行わないのか。

③今後課題としていることの確認及び説明を求め、支援策などの取組の説明を求める。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、まず私のほうからは①現状の圃場整備について説明という御質問についてお答えさせていただきます。

まず、岩見構下地区につきましては、平成30年度に第1工区の工事に着手、令和元年度に第2工区、今年度は第3工区を工事中でございます。来年度、最終の第4工区で全26.8ヘクタールが事業完了の予定でございます。

続いて、姫路市の西脇地区を含めました広坂地区で実施します太市西部地区全38.6ヘクタール、うち太子町につきましては13.0ヘクタールでございますが、ここにおきましては昨年度事業採択を受けまして、来年度に全4工区のうちの広坂地区を含む第1工区の工事に着手する予定でございます。

今後、事業実施に向けて検討がなされている老原、宮本、船代地区につきましては、3地区での合意形成に至らず老原地区単独区域と宮本、船代地区合同の区域の2つの事業として進めていくことが各地区の協議で確認されているところでございます。

また、太市西部地区に含まれない太子町広坂地区についてでございますが、合意形成が高まらなかったため協議を一旦中断するとお伺いしております。

事業中の各地区につきましては円滑な事業の推進を進めてまいりたいと考えておりますし、これから事業化を検討したいというようなほかの地域につきましては、合意形成に向けましてさらなる支援を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私のほうから②、③について御答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

太子町における今後の農政全般につきましては、昨日の農業委員会関係の同意案件で議員の御意見を拝聴させていただきましたところでございますけれども、太子町都市計画マスタープランにおきましては農地については農業振興施策に基づきまして効率的で生産性の高い農地の整備推進を図り、農業環境の向上に努めると位置づけられております。その方針に従いまして、市街化区域に存する農地につきましては転用し、宅地などへの土地利用を促進する一方、市街化調整区域に存する農地につきましては、主に本日までパブリックコメントを実施させていただいております農業振興地域整備計画で定める農用地区域など保全すべき農地は効率的な農業が持続できるよう基盤整備を進め、明確に区分し、その位置づけに応じた土地利用を促進していきたいと考えているところでございます。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴いまして、耕作放棄地の増加など課題解決に向け新規就農や認定農業者の担い手の参入を促進するため、農地を大区画化、整形田とする圃場整備が不可欠でございます。未整備の地区に対しまして、積極的にその必要性を理解していただくため勉強会の開催などを誘導し、圃場整備実施や集落営農設立などへの合意形成を支援し、将来にわたり安定した農業経営の実現に取り組んでいるところでございます。

次に、人事体制の工夫でございますが、圃場整備の基本的なスケジュールにつきましては地元から事業を始めたいという意思表示をいただいてから事業が完成するまでに最短でも約10年を要するところでございます。その間、圃場整備を進めるためにはたくさんの業務が必要となります。まず初めに、地域、土地所有者の同意形成、次に地区の人・農地プランの作成、そして営農計画書の作成、さらには地形図の作成、集団化計画の作成、調査設計作成を経まして法手続等を実施した上で、国、県の事業採択の承認を得まして初めて実施が可能となります。ここにたどり着くまでにおおむね5年を要することになります。そこから実施設計を行い、いよいよ工事に進んでいくこととなります。工事期間は、面積、規模にもよりますがおおむね4年から5年の期間を要することになります。

このような業務を実施していくには町だけでは前に進むことができません。地元と町が中心となり光都土地改良センター、光都農政振興第1課、龍野農業改良普及センター、JAなどと連携は必須であり、どの部署が欠けても適正に進むことは難しいと考えております。今年度は産業経

済課の土地改良係に1名、光都土地改良センターに1名の派遣で業務を進めているところでございます。

現在、石海中部地区の老原、宮本、船代におきまして圃場整備の要望をいただいておりますが、農地の所有者は農地中間管理機構を活用いたしまして農地を中間管理機構に預け、地域の農業経営体はその農地を集積することで国から支援を受けられる地域集積協力金という補助制度がございます。また、地域集積協力金と一体で取り組み、農業をリタイアする人や稲作をしている人が野菜を中心に栽培したいといった人に対しても経営転換協力金の支援を受けることができるようになっております。この経営転換協力金制度は、5年間で段階的に縮減、廃止されることになっており、2022年度からはこの補助金交付単価が来年度までは10アール当たり1万5,000円から10アール当たり1万円に引き下げる予定になっており、地元はその支援を早期に受け、効率のよい農業経営を目指し、圃場整備の早期採択を受けようとしていただいております。

今後においても、その他の自治会の圃場整備の要望が引き続くかどうか分かりませんが、先ほど申し上げたことを踏まえると、今回のように一度に3地区の要望書が提出されにくい状況になるのではないかと考えているところでございます。

本町といたしましては、今後の圃場整備を望む地域の数により事業量は大きく変わってきますが、専門的な部分につきましては適切な外部委託を含め事業進捗を併せた適切な人事配置を行いまして計画的に事業を円滑に進められるよう努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解、御協力をお願いいたします。

次に、3番目でございますけれども、太子町の農地の多くは区画が小さく不整形な圃場が多々ございます。道路も狭く、田んぼに進入する道も細く、農業の生産性が低い状況でございます。効率のよい農業ができていない状況でございます。

農業委員会が実施いたします農地パトロールにおきまして、地域の農地の状況を地図に落とし込んだところ、半分以上の農地が耕作されずに遊休農地として維持管理するだけの状態であるようなことがございます。

また、近隣の農地をお持ちの方も女性1人だけでは耕作できないといったような声も聞くところでございます。調査を進めていきますと、毎年維持管理費用を支払い管理してもらっている方が多くおられる状況であると考えております。この先10年を見据えたときにこのままでは耕作放棄地になってしまう事態が想定できるため、そうなる前に人・農地プランの実質化を図り、圃場整備を進めようと地域に働きかけられている方々もおられます。このような地域の方々の後押しをし、本町におきましても圃場整備を進めていくことで効率のよい農業経営や労働力の縮減を図ることで新規就農者、担い手を育てていかなければ本町の農業の未来はないと判断いたしまして進めているところでございます。

昨日の意見開陳でもありましたように、面接においてもそれぞれの候補者から熱い思いで様々なお話を伺うこともできております。圃場整備を進めていく上で多くの課題がございます、1つには後継者、担い手の問題、2つには農業機械の問題、3つには相続により引き継いだ農地への愛着、4つにはもとの農地の場所や形状を改変する、このような多くの課題を地権者の方々の事業内容への理解を深めていただくための勉強会を開催しまして、正確な情報提供を通じましてより多くの方に事業への賛同を得て圃場整備への合意形成が高まるよう継続した支援を行う必要があると考えているところでございます。

今後とも各方面の御理解、御協力をいただきながら進めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって

会議時間を延長します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 副町長の答弁よく分かりますし、そういった取組が必要とされる部分についてはうまく進んでいくようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

町の総合計画にしっかりと書いてあります、32ページのところで、認定農業者及び後継者の育成等新規就農支援を行うことに優れた経営感覚を備えると、意欲を持って農業を行う人材が増えていると、これ表も出ているのです。

また、石海地区でも「石海の南地区及び龍田地区では区域のほとんどを市街化調整区域が占めることから、商業やサービスが不足しています」というようなところの関係する部分も農政的な政策の視点を持って取り組まれる部分が必要なのかなというふうには考えます。

都市計画マスタープランの中にも具体的にある程度その計画を匂わすようなことが示されています。その辺り、本当に進めていけるのかどうなのかというところを確認したいのですが、(株)東芝の北の辺りであれば工業地域に変えていけるというようなことの方角も出ておりますし、龍田地区を見ますと斑鳩寺線として松ヶ下自治会まで抜ける道、これもうまくやっていかないとできないのじゃないかなと。また、宮本、吉福のこれは揖保線の北辺りです、都市公園を考えるというようなこともこの都市計画マスタープランにも書いてあるわけですが、農政施策をこういった視点からしっかりと進めていくためにも計画をどのようにお考えなのか説明いただけますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、総合計画の直下に都市計画マスタープランというものを策定しているものでございます。その中で、今回、前回もそうでしたがそれぞれの地域の特性なりそれぞれでどういった形で都市計画を進めていくのか、また圃場整備を、農地をどうしていくのかを記載させていただいているところです。10年の計画、5年ごとにはなりますがそれらの今ある計画、石海中部地区もそうでございますが今ある話、そして今後出てくる話も含めた形で記載をさせていただいております。

ある程度現実に沿ったものとはいいいながら、当町としても夢というものも一部記載をさせていただいているものではございます。こうあっていくべき、こうありたいというようなものを記載しているものでもございますので、これができないのであろう、こんなできないと決めつけられるものでもなく、これからやっていきたいと、何らかのいろいろな困難な状況を打破してやっていけたらなという夢も書いてあるということは理解をお願いしたいと思います。

農政全般については、副町長が申し上げましたとおり非常に困難な状況にあるというのは間違いのないところでございます。本町のような小さなところで大規模整形田にしていくには、圃場整備をしていくには非常に難しい状況であるというのはこれは当たり前でございますが、それを何とかしていくのも我々の努力も必要ですし、地元へいかにその気になっていただくか、なかなか地元の方へ熱意を持っていただくというのが難しいことは理解はさせていただいているものと思います。これについて、今後とも私どもは力を注いでいきたいとは思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 太子町は、都市計画においても圃場整備についても取組がほかの市町よりも若干遅いところもあったかとは思いますが、取り組もうとされていること、あるいは町が苦勞されていることは十分理解しております。これは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、平成22年5月に太子町が作っておる資料でございます。これ、つまり10年前の資料ですけれ

ども、その段階でも農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施すると、また担い手についても太子町地域担い手育成総合支援協議会を設置しというようなことまで書いてあるわけです。その中にはもっともっと細かいこと、今副町長に説明いただいたような前身となるようなこともしっかりと書き込まれておりますし、緑公社を含め様々な状況、それから女性の立場のこと、それから細かいことを言うと関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、地域の担い手協議会等への指導体制の整備を行うと、10年前にこういうような計画を出しているわけです、基本的な構想を、目標も書いています。

それがこの間、農業委員会がつくった未来につなぐ農業の実現に向けたアンケート調査、これを細かく見ていきますと、全然その目標としているようなことの解決にはなっていないアンケート結果になっているのです。

つまり、農業政策に対して真剣に取り組んできたかどうかという部分もそうなのですが、農業委員会の立場も大事だと思うのです。昨日、あえてあれぐらいな質問もしましたけれども、地域の人間が動く農業委員会というようなことで農業委員会の役割が変わって法律も変わったわけですね、ですからそれは経済建設部長や今取り組まれている方々が悪いのではなく、過去からの太子町の積み重ねた農政政策の状況が今そういうレベルにあるのだと私は解釈をしております。

そういう意味では答弁を求めるのはもしかしたらこくかもしれませんけれども、実態としても一度見比べてみてください、この未来につなぐ農業の実現に向けたアンケート調査、これはほとんど高齢者が答えていますし、実際に農業委員会の方に応募するのは高齢者になっても仕方がないのもよく分かります。

中身についても、取組についてもこのときと解決していることというのはほとんど変わっていないのです。つまり、この10年間でまた再度期待を持って、農政への期待が太子町として進んでいくのかいかないのか、そういった意味で行政能力として専門家が不要じゃないのですかというようなことを盛り込んだ質問とさせていただいております。

間の平成26年に太子農業振興地域整備計画も上がっていますがけれども、ここにも具体的に示しております太田地区、沼田地区、北村地区、龍田地区、上太田地区、阿曾地区、でもなるようでもならなくて、どこに行くのかということが見えにくくなってしまふ。行政能力としては、それは確かにその地域の方々の土地かもしれませんけれども、ある程度ポンチ絵みたいなもので誘導していかないといけないのかなということを思いますが、基本的構想の中にもそれを誘導していくというところまで盛り込んでいる部分もありました。そういった意味で、今後の取組についてどうお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 昨日も申し上げました農政のこれからの未来というのですか課題、私からはそれ以上は申し上げません。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 本当に難しいことも分かりますし、地域の方々の農業の実態というのはいろんな立場の方がおりますし、解釈においてもいろいろと違いがあるということは理解をしております。しかしながら、やはり町として都市計画と併せて農業の政策を考えていくことはまちづくりイコールな形になっていくところがいろんな面に出てこようかと思っております。大変重大であって難しい課題ではありますが、どうか強い意志を持って取り組んでいただいて農政のレベルを上げていただきたいと考えます。その辺り細かいところについてはまた引き続き我々も知恵を絞りながら、また住民とのかけ橋となりながら努めていかなくはないかなというふうに考えており

ますので、引き続きの対応をお願いしておきます。

それから、議会が関わる審議会等についての大きな3番に入らせていただきます。

先般、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例を議会から出し、承認されました。審議会の人選についての考えを問います。

(1)審議会などで議会から選出される委員の位置づけについての説明を求める。

①議員2名の選出経緯と理由について伺う。

②専門的知識の養成や事務の分割的処理を図ることで能率的かつ効果的に審査するために必要と判断されれば同様な対応をされるのか、考え方について伺います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、まず私のほうからは①議員2名の選出経緯とその理由について伺うという御質問についてお答えをさせていただきます。

太子町中小企業・小規模企業振興基本条例第12条で定められております協議の場の設置につきましては、太子町中小企業・小規模企業振興協議会設置要綱第3条により、協議会の構成員について地域経済団体、認定経営革新支援機関、大企業、中小企業、観光代表、特産品代表、連合自治会、太子町町議会、関係行政機関により12名で構成をしております。この協議会の場は条例の第4条に規定されております11の基本的施策の実現を達成するために、各関係機関の代表者より意見を賜り、中小企業の活性化を図る施策として予算に反映していきたいと考えている協議会でございます。

この協議会には議会からは太子町議会議長が推薦する者として堀議員が選出されております。この報告と同時期に、吉田議員よりこの協議会の場に入れないかとの御要望も産業経済課にあり、太子町中小企業・小規模企業振興協議会設置要綱第5条第2項、「会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または必要な資料の提出及び説明を求めることができる」とあるため、第1回の協議会の中で会長が必要と認めれば可能とお伝えをしたと聞いております。

10月6日に第1回の協議会を開催した中において、委員のお一人から本条例制定に尽力された吉田議員が入っていないことの御意見がございました。そして、事務局から吉田議員について知見を有したアドバイザーとして協議会に参画していただいではどうかというような提案をさせていただいたところです。その後、会長が協議会委員の皆さんへ諮られて、11月5日の第2回の協議会に出席を要請させていただくこととなったものでございます。議員2名を協議会委員として選出したものではございません。

選出経緯については以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、②について答弁させていただきます。

審議会条例にも規定されていますとおり、「審議会においては、特別の事項を調査、審議されるため必要があるときは臨時委員を、専門の事項を調査されるため必要があるときは専門委員を置くことができる」となっております。専門家や有識者、幅広い知識をお持ちの方に審議会等に御参画いただき、政策形成に御意見を賜ることに意義あるものと考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 こういった審議会というのは、もともと運営されているものというのも本来もう少し機能については今後見詰め直していかなくちゃいけないところもあるものもあのかなというふうには思いますが、議会として以前から議会の中から出るとい形のものというのはルールとしてあるわけではございます。また、専門的知識を持っていたりそういう特別な能力がある

として見た場合というのは柔軟な対応があつていいとは思いますが、その場合であるならば、事前からその知識を持った人間として話を進めておくほうが的確な進め方ではないかなというふうに考えます。

どちらが言ったとか言わなかったとかという話ではなくて、後からそういうふうな事後的になると、議会がもし議会から申し合わせる流れを断ち切っていっているのであれば議会のほかの議員全員に報告があつてしかりでしょうし、また逆に当局がお願いを受けるのならば議長を介して全体が、議員が知っておく必要もあつたのかなというふうにも思います。

とにかく、こういった審議会の在り方については、じゃあこちら側から言ったらどこの新たな審議会にでも入れるのかというような誤解を招かないように、しっかりとしたある程度のルールとお互いのそれぞれを尊重した姿勢でもって取り組むやり方が必要ではないかなというふうに考えます。

引き続き、その他の組織においても活発な場面となるよう検討を引き続き努めていただければなというふうに考えます。

時間も遅くなっておりますし、早く終わってくださいという皆さんの声もありましたので、この辺で私の質問は終わらせていただこうと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後5時08分）